第 章 総則 ( 第 一 条 第七条)

第二章 技能 実習

第一 節 技能実習計画 (第八条--第二十二条)

第二節 監理団体 (第二十三条 -第四十五条)

第三節 技能 実習生 一の保護 (第四十六条 第四 [十九条)

第四 節 補則 (第五十条— 第五十六条)

第三章 外国 人技能実習機 構

第 節 総則 (第五十七条 第六十三条)

第二節 設立 (第六十四 \_ 条 第六十八条)

第三節 役員等 (第六十九条 一第八十一条)

第四 節 評議員会 (第八十二条—第八十六条)

第五節 業務 (第八十七条—第九十条)

第六節 財務及び会計 (第九十一条―第九十八条)

第七節 監督 (第九十九条・第百条)

第八節 補則 (第百一条·第百二条)

第四章 雑則 (第百三条—第百七条)

第五章 罰則 (第百八条—第百十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第 一条 この 法 は律は、 技能実習に 関 Ļ 基本理念を定め、 玉 等 の責務を明らかにするとともに、 技能実習計

画  $\mathcal{O}$ 認定 及 び 監 理 寸 体  $\mathcal{O}$ 許 可  $\mathcal{O}$ 制度を設けること等に より、 出 入国 管 理 及び 難 民 7認定法 (昭 和二 +六 年 政

令第三百十九号。 次条及び第四十八条第一項において 「入管法」という。) その他  $\mathcal{O}$ 出 入国 に関する法令

及び労働基準 法 (昭和二十二年法律第四十九号)、 労働安全衛生法 (昭和四十七 年法律第五十七号)その

他 の労働に関する法令と相まって、 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、 もって人材育成

を通じた開 発途 上地 一域等への技能、 技術又は知識 ( 以 下 「技能等」という。) の移転による国際協力を推

進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「技能実習」とは、 企業単独型技能実習及び団体監理型技能実習をいい、 「技能

実習生」 とは、 企業単独型技能実習生及び 寸 [体監理型技能実習生をい . う。

2 0) 法 律 に お 7 7 企 業単 -独型技 能 実習」 とは、 次に 掲 げる ŧ 0 を . う。

第 一号企業単独型技能実習 (本邦 の公 私  $\mathcal{O}$ 機関 O外国にある事業所の職員である外国人(入管法第二

条第二号に規定する外国人をいう。 以下同じ。) 又は本邦の公私 の機関と主務省令で定める密接な関係

を有する外 国 (T) 公私 の機 関 0 外国に ある 事 業 所  $\mathcal{O}$ 職 員 で ある外国 人が、 技能等を修得するため、 在 留 資

格 (入管法 别 表第一 の <u>-</u> の 表  $\mathcal{O}$ 技 能 実習  $\mathcal{O}$ 項 の 下 欄 第一号イに係 るもの に限る。 をもって、 これ 5  $\mathcal{O}$ 

本 邦 の公私 の機関により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該機関との 雇 用契約に基づいて

当該 機関 の本 邦にある事業所にお いて当該技能等に係る業務に従事することをいう。 以下同じ。)

第二号企業単独型技能実習(第一号企業単独型技能実習を修了した者が、 技能等に習熟するため、 在

留資格 (入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに係るものに限る。) をもって、 本邦

 $\mathcal{O}$ 公私  $\mathcal{O}$ 機 関 との 雇 用契約 に基づいて当該機関 の本邦にある事業所にお いて当該技能等を要する業務

従事することをいう。以下同じ。)

 $\equiv$ 第三号企業単独型技能実習(第二号企業単独型技能実習を修了した者が、 技能等に熟達するため、 在

留 資格 (入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号イに係るものに限る。) をもって、 本邦

 $\mathcal{O}$ 公私  $\mathcal{O}$ 機 関 との 雇 用契約 に基づいて当該機関  $\mathcal{O}$ 本 邦にある事業所において当該 技能等を要する業務に

従事することをいう。以下同じ。)

<u>(</u> 法律において 「企業単独型技能実習生」 とは、 次に掲げるものをいう。

3

第 号企業単 独型技能 実習生 (第一号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。 以下同じ。)

第二号企業単 独型技能実習生 (第二号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。 以下! 同 じ。 ・ ・ ・

 $\equiv$ 第三号企業単 ·独型技能実習生 (第三号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。 以下同じ。)

(T) 法律にお V . T 「団体監理型技能実習」 とは、 次に掲げるものをいう。

4

第一号団体監理型技能実習 (外国人が、 技能等を修得するため、 在留資格 (入管法別表第一の二の 表

 $\mathcal{O}$ 技 及能 実 習  $\mathcal{O}$ 項 の下 -欄第一 号口に係るものに限る。)をもって、 本邦の営利を目的としな ζ`\ 法 人に ょ n

用 契約 に基づ 1 て当該機関 の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。

以下同じ。

受け入れられ

て必要な講習を受けること及び当該

法

人による実習監理を受け

る本

·邦 の

公私

0)

機

関

との

雇

第二号団体監理型技能 実習 ( 第 号団体監理型技能実習を修了した者が、 技能等に習熟するため、 在

留 資 格 (入管: 法別 表第 の 二  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 技能実習  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 下 . 欄 第 二号 口 に 、係るも  $\mathcal{O}$ に限る。 をもっ て、 本 邦

 $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 本 営利を目的としない法人による実習監理を受ける本邦の公私 ・邦にある事 業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。 の機関との雇 用契約に基づい 以下同じ。) て当該機関

 $\equiv$ 第三号 寸 体 監 理 型 技能 実習 (第二号団 体監理型技能実習を修了 した者が、 技能 等に熟達するため、 在

留 資格 (入管 法 別 表第一 の 二  $\overline{\mathcal{O}}$ 表 の技能実習の項 0) 下欄 第 三号 口 に に係るも 0) に限る。 をもって、 本 邦

 $\mathcal{O}$ 営利を目的 としない法人による実習監理を受ける本邦の公私 の機関との雇 用 契約に基づい て当該機関

本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。 以下同じ。

 $\mathcal{O}$ 

- 5  $\overline{\mathcal{O}}$ 法律に お いて 「団体監理型技能実習生」とは、 次に掲げるものをいう。
- 第 号団 体 監理 型技能実習生 ( 第 一号団 [体監理型技能実習を行う外国 人をいう。 以下同じ。)
- 第 号 团 体 監理 型 技 能 実習生 (第 二号 団 体 監 理 型技 能実習を行う外国 人を 1 う。 以下 同
- 三 第三号 団 体 監理 型技能 実習生 (第三号 寸 |体監 理 型技能実習を行う外国人をいう。 以下 同
- 6 0 法 律に お 1 . て 「実習実施者」 とは、 企業単独型実習実施者及び団 [体監理型実習実施] 者 をい . う。
- 7  $\mathcal{O}$ 法 律 に お V 7 「企業単 独型実習実施 者」 とは、 実習認定 (第八条第 項  $\mathcal{O}$ 認定 (第十 一条第 項  $\mathcal{O}$
- 12 規 定する技能 実習計 画に基づき、 企業単 独型技能実習を行わせる者をいう。

規定

に

ょ

る変更

 $\mathcal{O}$ 

認

定

が

あ

0

たときは、

その

変更後

 $\mathcal{O}$ 

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

をい

う。

以 下

同

ľ

を受けた第八

条第

項

- 8 計 画 に  $\mathcal{O}$ 法律に 基づ き、 お 寸 7 7 体 監 「団体監 理型 技 理型実習実施 能実習を行 わ 者」 せ る者を とは、 1 う。 実習認定を受けた第 八条第 項に規定する技能実習
- 9  $\mathcal{O}$ 法 律 に お į, 7 「実習監 理 とは、 寸 体 監 理型実習実 (d) | |体監 理型実習実施者 又は 寸 体 監 理 型
- 技 能実習を行 わせようとする者をいう。 以下同 Ü と 団 [体監理型技能実習生等 (d) 1体監 理 型技 能 実習生
- 又は 団 |体監| 理型技能実習生になろうとする者をいう。 以下同じ。 との 間 に お け る雇用 用関係  $\mathcal{O}$ 成 立  $\mathcal{O}$ あ 0

せ ん及び団体監理型実習実施者に対する団体監理型技能実習の実施に関する監理を行うことをいう。

10 ک  $\overline{\mathcal{O}}$ 法律において 「監理団体」とは、 監理許可 (第二十三条第一項の許可 (第三十二条第一項の規定に

よる変更の 許 可 があったとき、 又は第三十七条第二項の規定による第二十三条第一 項第二号に規定する特

定監 |理事業に係る許可 への変更があったときは、これらの変更後のもの)をいう。 以下同じ。)を受けて

実習監理を行う事業 (以下「監理事業」という。) を行う本邦の営利を目的としない法人をいう。

## (基本理念)

第三条 技能実習は、 技能等の適正な修得、 習熟又は熟達 (以下 「修得等」という。 のために整備され、

か つ、 技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければ

ならない。

2 技能実習は、 労働力の需 給の 調整 の手段として行われてはならない。

# (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、 この法律の目的を達成するため、 前条の基本理念に従って、 技能実習の適正な実施及び技能

実習生の保護を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

2 地 方公共団体は、 前項の国 の施策と相まって、 地域の実情に応じ、 技能実習の適正な実施及び技能実習

生の 保護を図るために必要な 施策を推進するように努めなければならない。

(実習実施者、監理団体等の責務)

第五条 実習実施 者は、 技能 実習の適 正な実施及び技能実習生の保護について技能実習を行わせる者として

 $\mathcal{O}$ 責任を自覚し、 第三条の基本理念にのっとり、 技能 実習を行わせる環境の整備に努めるとともに、 国 及

び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならない。

2 監 理 寸 体 は 技能 定実習  $\mathcal{O}$ 適 正 一な実施を 及び 技能実習生  $\mathcal{O}$ 保護に つい て重要な役割を果たすも のであること

を自覚し、 実習監理  $\mathcal{O}$ 責任を適切に果たすとともに、 国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し なけ れば

ならない。

3 実習実施者又は 監理団体 を構成員とする団体は、 実習実施者又は監 理団体 : に 対 技能 実習の 適 Ē 立な実

施 及び 技能実習生  $\overline{\mathcal{O}}$ 保護を図 るために必要な指導及び 助言をするように努めなけ ればならな

(技能実習生の責務)

第六条 技能実習生は、 技能実習に専念することにより、 技能等の修得等をし、 本国 の技能等の 移転 に努

めなければならない。

(基本方針)

第七条 主務大臣は、 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針 (以下この条において

「基本方針」という。)を定めなけ

ればならない。

2 基本方針には、 次に掲げる事項について定めるものとする。

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事 項

技能 実習  $\mathcal{O}$ 適正な実施及び技能実習生  $\mathcal{O}$ 保護を図 「るため  $\bigcirc$ 施 策に 関する事 項

三 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に際し配慮すべき事 項

兀 技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転 の推進に関する事 項

3 主務大臣は、 必要がある場合には、 基本方針 にお いて、 特定の職 種に係る技能実習の適正な実施及び技

能実習生の保 護 を図るため Ó 施策を定めるものとする。

4 主務大臣は、 基本方針を定め、 又はこれを変更しようとするときは、 あらかじめ、 関係行政機関の長に

協議しなければならない。

5 主務大臣は、 基本方針を定め、 又はこれを変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章 技能実習

第一節 技能実習計画

(技能実習計画の認定)

第八条 技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人 (親会社 (会社法 (平成十七年法律第八十六号)

第二条第四号に規定する親会社をいう。)とその子会社 (同条第三号に規定する子会社をいう。) (T) 関係

その 他 主務省令で定める密接 な関係を有する複数の法 人が 技能実習を共同 で行わせる場合はこれら複 数  $\mathcal{O}$ 

法人) 能 実習計画」 は、 主務省令で定めるところにより、 という。) を作成し、 これを主務大臣に提出して、 技能実習生ごとに、 その技能実習計 技能実習の実施に関する計 画 が 適当である旨の 画 ( 以 下 認定 「技

を受けることができる。

2 技能 実習計 画には、 次に掲 げる事で ,項を記: 載しなけ ればならない。

前 項に規定する本邦 の個 人又は法人 (以下この条、 次条及び第十二条第五項において 「申請者」 とい

う。 の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名

- 二 法人にあっては、その役員の氏名及び住所
- 三 技能実習を行わせる事業所の名称及び所在地
- 四 技能実習生の氏名及び国籍
- 五. 技能実習  $\mathcal{O}$ 区 分 (第一号企業単独型技能実習、 第二号企業単独型技能実習若しくは第三号企業単 独型
- 技 能実習又は第一号団体監理型技能実習、 第二号団体監理型技能実習若しくは第三号団体監理型技能 実
- 習の区分をいう。次条第二号において同じ。)
- 六 技能 実習  $\mathcal{O}$ 目 標 技 能実習を修了するまでに職 業能力 開 発促 進法 (昭 和 兀 十四四 年法律第六十四号) 第
- 兀 <del>+</del> 四条第 項の 技能検定 (次条において 「技能検定」 という。) 又は主務省令で指定する試 験 (次条
- 及び第五十二条にお いて 「技能実習評価 試 験」という。) に合格することその他の り目標を いう。 次条に
- おいて同じ。)、内容及び期間
- 七 技能 実習を行わせ る事業所ごとの技能実習の実施に関する責任者の 氏 名
- 八 寸 |体監 理型技能実習に係るものである場合は、 実習監理を受ける監理団体 の名称及び住所並びに代表

### 者の氏名

九 報酬、 労働 時 間、 休日、 休暇、 宿泊施設、 技能実習生が負担する食費及び居住費その他の技能実習生

の待遇

十 その他主務省令で定める事項

3 技 能 影実習計 画には、 次条各号に掲げる事項を証する書面その他主務省令で定める書類を添付し なけ、 れば

ならない。

4 寸 、体監理型技能実習を行わせようとする申請者は、 実習監理を受ける監理団体 (その技能 実習計 画 が 第

三号団: |体監 理 型技能実習に係るものである場合は、 監 理 許可 (第二十三条第 項 第 号に規定 定す Ź 般

理事 業に係るものに限る。)を受けた者に限る。) の指導に基づき、 技能実習計画を作成しなければなら

ない。

5 申 請者は、 実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付 しなければならない。

(認定の基準)

第九条 主務大臣は、 前条第一項の認定の申請があった場合において、 その技能実習計画が次の各号のいず

れにも適合するものであると認めるときは、 その認定をするものとする。

- 修得等をさせる技能等が、 技能実習生の本国において修得等が困難なものであること。
- 技能実習  $\mathcal{O}$ 目標及び内容が、 技能 実習の区分に応じて主務省令で定める基準 に 適合していること。
- $\equiv$ は 技 能 年以内、 実習  $\mathcal{O}$ 期間 第二号企業単 が 第 独型技能実習若しくは第三号企業単 号企業単 ·独型 技 能 実習又は 第 号団: 体 独型技能実習又は 監 理型技 能 実習に係るも 第二号団体監理型技 Ō で ある場 能 合
- 実習若しくは第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は二年以内であること。
- 兀 第二 号企業単 ・独型技能実習又は第二号団 [体監理型技能実習に係るものである場合はそれぞれ当該技能

実習

画

. に 係

る技

能等に係る第

号企業単

独

型技

能

実習又は

第

号団

体監

理

型

技

能実習

に

· 係

る

技

能

実習

- 技 計 能 画 実習計 第三号企業単独型技能実習又は第三号団体監 画に係る技能等に係る第二号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習に係る技能 理型技能実習に係るものである場合はそれぞれ当該
- 実習計 画 に お 1 て定めた技 能検定又は 技 能実習評 価 試験  $\mathcal{O}$ 合格 に係 る目 [標が 達 成されて ること。
- 五. 技能 実習を修了するまでに、 技能 実習生 が 修得等 をし た技能等  $\dot{O}$ 評価を技能検定若しくは技能実習評
- 六 技能実習を行わ せる体制及び事業所の 設備、 が主務省令で定める基準に適合していること。

価

試

験

又は主務省令で定める評価により行うこと。

七 技能実習を行わせる事業所ごとに、 主務省令で定めるところにより技能実習の実施に関する責任者が

選任されていること。

八 寸 1体監 理型技能実習に係るものである場合は、 申請者が、 技能実習計 画 の作成に ついて指導を受けた

監 理 団体 (その技能実習計 画が第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、 監 理 許可 (第二十

三条第一項第一号に規定する一般監理事業に係るものに限る。)を受けた者に限る。)による実習監理

を受けること。

九 技能実習生に対する報酬  $\mathcal{O}$ 額が 日本人が従事する場合の 報酬 の額と同等以上であることその 他技能 実

習生の待遇が主務省令で定める基準に適合していること。

+ 第三号企業単独型技能実習又は第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、 申請 置者が 技能等

 $\mathcal{O}$ 修得等をさせる能 力に . つき高 7 水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること。

十 一 申 請者 が 技能実習の期 間にお いて同 時に複数の技能実習生に技能実習を行わせる場合は、 その数が

主務省令で定める数を超えないこと。

(認定の欠格事由)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、 第八条第一項の認定を受けることができない。

禁錮 以 上 0) 刑に処せられ、 その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなった日から起算して五

年を経過しない者

<u>ー</u> この 法律 の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定 (第四号に規定する規定を除く。 ) で

あ って政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、 罰金の刑に処せられ、 その執行

を終わ り、 又は 執行を受けることがなくなった日 から起算して五年を経過 しない 者

三 暴力団員による不当な行為の 防止 等に 関 民する法語 律 (平成三年 法律第七十七 号)  $\mathcal{O}$ 規定 (同 法 第 五. 十条

(第二号に係る部分に限る。) 及び第五十二条の規定を除く。) により、 又は刑法 (明治) 四十年法律第

四十五号) 第二百四条、 第二百六条、 第二百八条、 第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四

十 七 条の罪若 しくは暴力行為等処罰に関する法律 大正 十五 年法律第六十号) 0) 罪 を犯り したことに

罰 金  $\mathcal{O}$ 刑 に処せられ、 その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を

経過しない者

兀 健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第二百八条、 第二百十三条の二若しくは第二百十四条第 一 項

船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号) 第百五十六条、 第百五十九条若しくは第百六十条第 項、

労働 者災害補 償保険法 (昭 和二十二年法律第五十号) 第五十一条前段若しくは第五十四条第一 項 同 法

第五 + 条 前 段  $\mathcal{O}$ 規 定 に係 る部分に限 る。 厚 生 年 金保 険 法 (昭 和二十九 年 法 律 第 百 十 五. 号) 第 百二

条、 第百三条の二若 しく は 第 百四 条 第一 項 (同法第百二条又は第百三条の二の 規定に係 る部分に 限 る。

労働 保 険  $\mathcal{O}$ 保険料の徴収等に関する法律 (昭 和四十四年法律第八十四号) 第四十六条前段若 しくは

第四 十八条第 項 (同 ]法第四 十六 八条前段  $\mathcal{O}$ 規定に係 る部分に限る。 又は 雇 用 保 険 法 (昭 和 匹 + 九 年法

律 第 百 十六 号) 第 八十三条若 しく は 第八 + 六 条 同 法第八十三条の 規 流定に! 係 る部 分に限 る。  $\mathcal{O}$ 規 定 に

ょ 罰 金  $\mathcal{O}$ 刑に処せられ、 その 執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなった日 から起算して五

年を経過しない者

五 成 年被 後 見 人若 しくは被保佐 人又は 破 産 座手続開; 始  $\mathcal{O}$ 決定を受け て復権 を得 な V > 者

六 第十 -六条第 項 0) 規定に より実習認定を取 り消され、 当該1 取 消 L 0 日 カゝ ら起算し て五年を経 過 しない

者

七 第十六条第 項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合 同 項第三号の規定により

実習認定を取り消された場合については、 当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することと

なったことによる場合に限る。) に おいて、 当該 取消し の処分を受ける原因となった事項が 発生した当

時 現に当該法 人の役員 (業務を執 行する社員、 取 締 役、 執行 役又はこれらに準ずる者を 1 V. 相 談

顧 間 同その他 V かなる名称を有する者であるかを問 わず、 法人に対し業務を執行する社員、 取 締 役 執行

役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。 第十 号、 第二十五

条第 項第五号及び第二十六条第五号に おいて同じ。) であった者で、 当該 取消 L の 日 カン ら起算 サして五

年を経過しないもの

八 第八条第 項の 認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当

な行為をした者

九 暴力団員による不当な行為  $\mathcal{O}$ 防 止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員 (以下この号にお

1 |暴力団員」という。) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 (第十二号及び第二

十六条第六号において「暴力団員等」という。)

+

営業に関 し成年者と同一 の行為能力を有しない未成年者であって、 その法定代理人が前各号又は次号

のいずれかに該当するもの

十 一 法人であって、 その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(技能実習計画の変更)

第十一 実習実施者は、 実習認定を受けた技能実習計画 (以下「認定計画」という。) について第八条第

二項各号 (第五号を除く。) に掲げる事項 の変更 (主務省令で定める軽微な変更を除く。) をしようとす

るときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 第八条第三項から第五項まで及び前二条の規定は、 前項の認定について準用する。

(機構による認定の実施)

第十二条 主務大臣 は、 外 国 人技能実習機構 (以下この章に お いて 機 構 という。)に、 第八条第 項の

認定 (前 条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による変更の認定を含む。 第四 項に お いて同じ。 に関する事務 (以 下 「認定

務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 主務大臣は、 前項の規定により機構に認定事務 の全部又は 部を行わせるときは、 当該認定事 務の全部

又は一部を行わないものとする。

3 機 構 が 認定事 務の全部又は 部を行う場合における第八条から前条までの規定の適用については、 第八

条第 項 第九 条及 び 前 条第 項  $\hat{O}$ 規 定中 「主務大臣」 とあ る  $\mathcal{O}$ は 機 構 とする。

4 機 構 は、 第八条第 項の認定を行ったときは、 遅滞. なく、 その旨を主務大臣 に報告しなけ ればならない。

5 主務大臣が第一 項の規定により機構に認定事務の全部又は 一部を行わせるときは、 申請者は、 第八条第

五項 (前条第二 一項にお 7 て準 用する場合を含む。 に規定する手数料 を機構 に納 付 Ü なけ れ ば ならな

6 前 項  $\mathcal{O}$ 規定に より 機 構 に納 付された手数 料 は、 機 構  $\mathcal{O}$ 収入とする。

7 主 務大臣は、 第一 項の規定により機構に 認定事務の全部若しくは 一部を行わせることとするとき、 又は

機 構に行わせてい た認定事務の全部若しくは 一部を行わせないこととするときは、 その旨を公示しなけれ

ばならない。

(報告徴収等)

第十三条 主務大臣は、 この章 (次節を除く。) の規定を施行するために必要な限度において、 実習実施

若しくは実習実施者であった者 (以下この項及び次条第一項におい · ~ 「実習実施者等」 という。 監理

寸 体若しくは監 理団体であった者(以下この項、 次条第一項及び第三十五条第一項において 「 監 理団体等

」という。) 若しくは実習実施者等若しくは監理 団体等の役員若しくは職員 (以下この項に おい . T 「役職

員 という。 若しくは役職 員であ 0 た者 (以下この項 反び 次条第 項に お *\* \ 7 「役職! 員等」

に対 Ļ 報告若しくは帳簿 書 類の 提出若しくは提示を命じ、 若しくは実習実施者等若しくは 役職員等に対

L 出 頭を求め、 又は当該主務大臣 .の職員に関係者に対して質問させ、 若しくは実習実施者等若しくは 監 理

寸 体等に係る事 業所そ 0 他 技能実習に関係 0) ある場合 所に立ち入り、 その 設備若しくは帳簿 書 類そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 他 0) 物

件を検査させることができる。

2 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に よる質問又は立入検査を行う場合においては、 当該主務大臣の職員は、 その身分を示す証

明 書を携帯 かつ、 関係者  $\mathcal{O}$ 請求が あるときは、 これ を提示しなければならない。

3 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ る権 限 は 犯罪 捜 査 0) ために認 8) 5 ħ たも  $\mathcal{O}$ と解 釈 しては なら かない。

(機構による事務の実施)

第十四 主務大臣 は、 第十二条第一項の規定により機構に認定事務の全部又は 一部を行わせるときは、

節  $\mathcal{O}$ 規定を施行するために必要な限度に お いて、 次に掲げる事 務を機構に行わ せることができる。

 $\mathcal{O}$ 

実習実施者等若しくは監理団体等又は役職員等に対して必要な報告又は帳簿書類の提出若しくは提示

を求 かる事 務

その 職員をして、 関係者に対して質問させ、 又は実地に実習実施者等若 しくは監理団体等の 設備 若

< は 帳 簿 書 類 その 他 の物件を検査させる事 , 務

2 主務大臣は 前項 の規定により機構に報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求めさせ、 又は質問

 $\mathcal{O}$ 

若

しくは検

査

を行わ

せ

る場合には、

機

構に対し、

必要な事

·項を示してこれを実施すべきことを指示するも

3

機 構 は、 前 項 の指示に従って第一項に規定する報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、 又は

質問若しくは 検査を行ったときは、 その結果を主務大臣に報告しなけ ればならない。

改 善命令等

第十五 条 主務・ 大臣 は、 実習実施者が 認定計 画に従って技能実習を行 わせてい ないと認めるとき、 又 は この

法 律その他 出 入国若しくは労働に関する法律若しくはこれらに基づく命令の規定に違反した場合に お 1 7

技 能 実習 0 適 正 な実施を確保するために必要があると認めるときは、 当該実習実施者に対し、 期限を定

その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、 前項の規定による命令をした場合には、 その旨を公示しなければならない。

(認定の取消し等)

第十六条 主務 大臣は、 次の各号のいずれかに該当するときは、 実習認定を取り消すことができる。

実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないと認めるとき。

認定計 画 が第九条各号の いずれ、 かに適合しなくなったと認めるとき。

 $\equiv$ 実習実 施 者 が第十名 条各号の *\*\ ずれ かに該当することとなったとき。

兀 第十三条第一項の規定による報告若しくは帳簿 書 類の提出若しくは提示をせず、 若しくは虚偽の報告

若しくは虚 偽 の帳簿書類 の提出若しくは提示をし、 又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、 若

くは虚偽 の答弁をし、 若しくは同項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による検査を拒み、 妨げ、 若しくは忌避 したとき。

五. 第十 -四条第 一項の 規定に より機構 が 行う報告若 しくは帳 海書! 類  $\widehat{\mathcal{O}}$ 提出若しくは 提 示の 求  $\emptyset$ に 虚 偽  $\mathcal{O}$ 報

告若しくは虚 為の 帳 簿 書 類 の提出若しくは提示をし、 又は同項の規定により機構の 職員が行う質問 . に 対

して虚偽の答弁をしたとき。

六<br />
前条第一項の規定による命令に違反したとき。

七 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著 しく不当な行為をしたとき。

2 主務大臣 は 前項  $\mathcal{O}$ 規定による実習認定  $\mathcal{O}$ 取消しをした場合には、 その旨を公示しなけ れ ば ならない。

(実施の届出)

第十七 条 実習実施者は、 技能実習を開始したときは、 遅滞なく、 開始した日その他主務省令で定める事項

を主務大臣に届け出なければならない。

(機構による届出の受理)

第十八条 主務大臣 は、 機構に、 前条の規定による届出の受理に係る事務を行わせることができる。

2 主 一務大臣が 前 項の 規定により機構 に届 出 の受理に係る事務を行わせるときは、 前 条の 規定による届出 を

しようとする者は、 同条のに 規定にか か わ らず、 機構 に 届け 出 なけ れ ば ならな

3 機 構 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定による届出を受理したときは、 主務大臣にその旨を報告し な け れば、 ならな

4 主 一務大臣は、 第一 項の規定により機構に届出 の受理に係る事務を行わせることとするとき、 又は 機構に

行わせていた届 出の受理に係る事務を行わせないこととするときは、 その旨を公示しなければならない。

(技能実習を行わせることが困難となった場合の届出等)

第十九条 企業単 独型実習実施者は、 企業単 独型技能実習を行わせることが困難となったときは、 遅滞なく

企 業単 ·独型技 能実習を行わ せることが 困 難となった企業単独型技能実習生 の氏 名、 その企業 業単 独型技 能

実習生の 企業単 独型技能実習  $\overline{\mathcal{O}}$ 継続 のため  $\mathcal{O}$ 措 置そ 0 他の 主務省令で定める事項を主務大臣 に届け出 なけ

ればならない。

2 寸 体監 理型実習実施者は、 寸 [体監理型技 能実習を行わせることが 困 難となったときは、 遅滞なく、 団体

監 理 型 技 能 実習を行 わ せることが 困難となった団体監 理型技能 実習生 の氏名、 その 寸 |体監 理 型 技 能 実習: 生

 $\mathcal{O}$ 寸 体 監 理型: 技 能実習 の継 続  $\mathcal{O}$ ため の措置その他 の主務省令で定める事項を実習監理を受ける監理団体に

通知しなければならない。

3 第 項  $\mathcal{O}$ 規定に よる届出 の受理に係る事 務に ついては、 前条の規定を準 一用 でする。

(帳簿の備付け)

第二十条 実習実施者は、 技能実習に関して、 主務省令で定める帳簿書類を作成し、 技能実習を行わせる事

業所に備えて置かなければならない。

## (実施状況報告)

第二十一条 実習実施者は、 技能実習を行わせたときは、 主務省令で定めるところにより、 技能実習の実施

 $\mathcal{O}$ 状況に関する報告書を作成 Ĺ 主務大臣 に提っ 出しなけ ればならない。

前 項 の規定による報告書の受理に係る事 務については、 第十八条の 規定を準用する。

(主務省令への委任)

2

第二十二条 この節に定めるものの ほ か、 技能実習計画 の認定の手続その他この節の規定の実施に関 民し必要

な事項は、主務省令で定める。

第二節 監理団体

(監理団体の許可)

第二十三条 監 理 事業を行おうとする者は、 次に掲げる事業の区分に従い、 主務大臣 の許可を受けなければ

ならない。

般監理 事 業 (監理事業のうち次号に掲げるもの以外のものをいう。 以下同じ。)

特定監理事 · 業 ( 第 一 号団体監理型技能実習又は第二号団体監理型技能実習のみを行わせる団体監理型

実習実施者について実習監理を行う事業をいう。以下同じ。

前 項 の許可を受けようとする者 (第七項、 次条及び第二十五条において 中 -請者」 という。) は、 主務

2

省令で定めるところにより、 次に掲げ げる事 項 を記 載 Ü た申請書を主務大臣に提 出 しなけれ れば ならな

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 役員の氏名及び住所

三 監理事業を行う事業所の名称及び所在地

四 一般監理事業又は特定監理事業の別

五 第四十条第 項の規定により選任する監理責任者の氏名及び住所

六 外国 |の送出 . 機 関 (団体監理型技能実習生になろうとする者からの 団体監理型技能実習に係る求職 の申

込みを適 切 に 本邦  $\mathcal{O}$ 監 理 寸 体 に 取 り次ぐことができる者として主務省令で定め る要件に適合する Ł 0) を

いう。 第二十 五 条第 項第六号に お *(* ) て同じ。) より団体監理型技能実習生になろうとする者か 5  $\mathcal{O}$ 寸

体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、 その氏名又は名称及

び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

七 その他主務省令で定める事項

3 前 項  $\mathcal{O}$ 申 請 書には、 監理事 業を行う事業所ごとの監理事業に係る事業計画書、 第二十五条第一項各号に

掲げ る事 項を 証 する書 面そ  $\mathcal{O}$ 他主務省令で定める書類を添付 しなけ ħ ばなら な V

4 前 項  $\mathcal{O}$ 事業計 画 書 には、 主務省令で定めるところにより、 監理 事 業を行う事業所ごとの実習監理を行う

寸 体監理型実習実施者 の見込数、 当該団体監理型実習実施者における団体監理型技能実習生の見込数その

他監理事業に関する事項を記載しなければならない。

5 主 務大臣 は、 第 項  $\mathcal{O}$ 許 可  $\mathcal{O}$ 申請を受けたときは、 第二項の申請書及び第三項 の書類に係る事 実関が

つき調査を行うものとする。

6 厚生労働大臣 は、 第 項 の許可をしようとするときは、 あらかじめ、 労働政策審議会の意見を聴かなけ

ればならない。

7 申 請者は、 実費を勘案して主務省令で定める額 の手 数料を納付しなければならない。

(機構による事実関係の調査の実施)

第二十四条 主務大臣は、 機構に、 前条第五 項の事実関係  $\mathcal{O}$ 調査 の全部又は 部を行わせることができる。

係に

2 主務大臣は、 前項の規定により機構に調 査 |の全部又は一部を行わせるときは、 当該調査の全部又は 部

を行わないも Oとする。 この場合におい て、 主務大臣は、 前条第 項 の許可をするときは、 機構 が 次第四 項

の規定により報告する調査の結果を考慮しなければならない。

3 主 一務 大臣が 第 一項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により 機構 に調 査 0) 全部 又は一部を行わせるときは、 申請者は、 前条第一 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 

規定に か かわらず、 同 項の申 請書を機構に提出するとともに、 機構が行う当該調査を受けなければならな

\ \ \ \

4 機 構 は、 前 項 の申 請書を受理したときは、 主務大臣にその旨を報告するとともに、 同 |項の調・ 査を行 った

ときは、 遅滞なく、 当該 調査 の結果を主務大臣に報告しなければならない。

5 主 一務大臣が 第 一項の規定により機構に調 査 一の全部 又は一部を行わせるときは、 申請者は、 実費を勘案し

て主 一務省令で定め る額 の手 数料を機 構 に納 付 L なけ れ ば な 5 な

6 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定に より 機 構 に納 付され た手数 料 は、 機 構  $\mathcal{O}$ 収入とする。

7 主 一務大臣は、 第一 項 の規定により機構に 調 査 の全部若しくは一部を行わせることとするとき、 又は機構

に行 わせてい た調査 の全部若しくは一 部を行わせないこととするときは、 その旨を公示しなければならな

\ <u>`</u>

許 可の基準等)

第二十五条 主務大臣は、 第二十三条第一項  $\mathcal{O}$ 許可の 申請があった場合において、 その申請者が次の各号の

1 ず れにも適合するものであると認めるときでなければ、 その許可をしてはならない。

本邦の営利を目的としない法人であって主務省令で定めるものであること。

監理事業を第三十九条第三項の主務省令で定める基準に従って適正に行うに足りる能力を有するもの

で あること。

三 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有するものであること。

特定の個人を識別することができるもの

他

の情報と照合す

兀

個

人情報

(個人に関する情報であって、

ることにより特定の 個 人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。 第四 十条第 項第

四号及び第四十三条において同じ。) を適正に管理し、 並びに団体監理型実習実施者等及び団体監 理 型

技能実習生等の秘密を守るために必要な措置を講じていること。

五 監理事業を適切に運営するための次のいずれかの措置を講じていること。

1 役員が団体監理型実習実施者と主務省令で定める密接な関係を有する者のみにより構成されていな

いことその他役員の構成が監理事業の適切な運営の確保に支障を及ぼすおそれがないものとすること。

口 監事その 他法 人の業務を監査する者による監 査  $\mathcal{O}$ ほ か、 寸 、体監理型実習実施者と主務省令で定める

密接な関係を有しない者であって主務省令で定める要件に適合するものに、 主務省令で定めるところ

により、 役員の監理事業に係る職務の執行の監査を行わせるものとすること。

六 外国 |の送出 · 機 関 から団体監理型技能実習生になろうとする者から の団体監理型技能実習に係る求職

申 込 みの 取 次ぎを受けようとする場合にあっては、 外国の送出機関との 削 で当該 取次ぎに係る契約を締

結していること。

七 第二十三条第一項の許可の申請が一般監理事業に係るものである場合は、 申請者が団体監理型技能実

習の 実施状況  $\mathcal{O}$ 監 査 その他 の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める

基準に適合していること。

八 前各号に定めるもののほか、 申請者が、 監理事業を適正に遂行することができる能力を有するもので

あること。

 $\mathcal{O}$ 

2 主務大臣は、第二十三条第一項の許可をしないときは、 遅滞なく、 理由を示してその旨を申請者に通知

しなければならない。

3 主務大臣 は 前条第 項  $\mathcal{O}$ 規定により機構に調査 の全部又は一 部を行わせるときは、 前項 の通知を機

を経由して行わなければならない。

(許可の欠格事由)

第二十六条 次 の各号の いずれ かに該当する者は、 第二十三条第一項の許可を受けることができない。

一 第十条第二号、第四号又は第十二号に該当する者

第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消され、 当該取消しの日から起算して五年を経過しな

い者

三 第三十七条第一 項の規定による監 理許 可 0 取 消 L 0 処分に係る行政手 続法 平 成 五. 一年法律第八十八号

第十五名 条 の規定に よる通 知があっ た日 カ ら当該 処分をする日又は処分をしないことを決定す Ź 日 ま で

 $\mathcal{O}$ 間 に、 第三十四条第一項 の規定による監理事業 の廃 止 一の届出をした者 (当該事業の廃止について相当

 $\mathcal{O}$ 理 |由がある者を除く。) で、 当該! 届出  $\mathcal{O}$ 日から起算して五年を経過しないもの

兀 第二十三条第一項の許可の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく

不当な行為をした者

五. 役員のうちに次の V) ずれ か に該当する者がある もの

第十条第一号、 第三号、 第五号、 第九号又は第十号に該当する者

1

口 第一号 (第十条第十二号に係る部分を除く。) 又は前号に該当する者

ハ 第三十七条第一 項の規定により監理 許可を取り消された場合 (同 項第 一号の規定により監理許可を

取 り消され た場合につい ては、 第一号 (第十条第十二号に係る部分を除く。) に該当する者とな 0 た

ことによる場合に限る。)において、 当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生し た当時で 現

に当該処分を受けた者の役員であった者で、 当該取消 しの日から起算して五年を経過 しない Ł  $\mathcal{O}$ 

= 第三号に規定する期間 内に第三十四 条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による監理 事 業 の廃 止 0) 届 出を した場合に お

て、 同号  $\mathcal{O}$ 通 知  $\mathcal{O}$ 日前 六十日以内に当 該 届出をし た者 (当該事 · 業 の廃 止 に つい 7 相当  $\mathcal{O}$ 理由 が ある者

を除る の役員であった者で、 当該届出の日 から起算して五年を経過しない も の

六 暴力団員等をその業務に従事させ、 又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

## (職業安定法の特例等)

第二十 七 之 条 監 理 寸 体 は、 職業安定法 (昭和二十二年法律第百四十一号) 第三十条第一 項及び第三十三条第

 $\mathcal{O}$ みを求 項  $\mathcal{O}$ 規 定 人者とし、 に か か わ 当該監 らず、 技能 理 寸 体 実習職 の実習監 業紹 亜理に係る 介 事 業 る団体監理型技能実習生等 ( 監 理 団 体 の実習が 監理を受け  $\mathcal{O}$ る団 みを求職者とし、 体 監 理型実習実施 求 人及び 者

求 職 の申込みを受け、 求人者と求職者との間における技能実習に係る雇用関係 の成立をあっ せんすること

を業として行うもの をいう。 以下この条に お いて同じ。) を行うことができる。

2 監 理 寸 体 が 行 う技 能 実習 職 業紹介事 業に 関 L て は 監理 寸 体 を職業安定法第四 条第: 八項に · 規 定する職 業

紹 許可を受けた者又は雇 介 事業者、 同法第三十二条の三第 用 対策法 ( 昭 和 四十一 項に 規定する有料職業紹介事業者若しくは同法第三十三条第 年法律第百三十二号) 第二条に規定する職業紹 介機関とみな 項  $\mathcal{O}$ 

して、 職業安定法 第 五. 条の二、 第五 条 の三、 第五 条 0) 五. から第五条 0 七まで、 第三十二条の十二及び第三

十二条の十三(これら の規定を同 法第三十三条第四項 E お ζ) て準 用す る場合を含む。) 第三十三条 0) 五.

か ら第三十四条まで並びに第四 十八条並 び に 雇 用対策法第二章の規定を適用する。 この場合において、 職

業安定法第五条の三第三項、 第三十二条の十三(同法第三十三条第四 項におい て準 用する場合を含む。

及び第三十三条の六の規定中 「厚生労働省令」とあるのは 「主務省令」と、 同法第三十二条の十二第一項

及び第三項 (これらの 規定を同法第三十三条第四項に おい て準用する場合を含む。)、第三十三条 の六並

びに第四 十八条並び に 雇用 対策法第十一条及び第十二条第 項 の規定・ 中 「厚生労働大臣」とあるの は 主

務大臣」とする。

3 前 項において読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第一 項 (同法第三十三条第四項にお

準 用する場合を含む。) の規定による届 出 の受理に係る事 務につい て は、 第十八条の 規定を準 用する。

4 前三 項 に定 め るも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 技能実習職 業紹 介事 業に関 L 必 要な事 項 は、 主務省令で定 つめる。

(監理費)

第二十八条 監 理 団体は、 監 理 事 業に関 Ĺ 団体監理型実習実施者等、 団体監理型技能実習生等その他の関

係 者 か 5 7 か なる名義でも、 手数料 文は 報 酬 を受けてはならな

2 監 理 寸 体 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規定に カゝ かわらず、 監理 生事業に 通常必要となる経費等を勘案し て主務省令で定 め

適 正 な 種 類 及び 額  $\mathcal{O}$ 監理費を団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収する

ことができる。

#### (許可証)

第二十九条 主務大臣は、 第二十三条第一項の許可をしたときは、 監理事業を行う事業所の数に応じ、 許可

証 を交付が しなけ ればならない。

2 許 可 証 の交付を受けた者は、 当該許 可証を、 監理事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、 関係者

か ら請求があったときは提示しなければならない。

当該許可証を亡失し、

又は当該許可証が滅失したときは、

速やかにその旨

3

許可

証の交付を受けた者は、

を主

一務大臣

に 居

け出て、

許可

証

 $\mathcal{O}$ 

再交付を受けなけ

'n

ばならな

V )

4 主務大臣は 機構に、 第一項の規定による交付又は前項の規定による再交付に係る事務を行わせること

が できる。

5 主務大臣は、 前項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により機構 に第 項の規定による交付若しくは第三項の規定による再交付 に係

る事 務を行わせることとするとき、 又は機構に行わせていた第一項の 規定による交付若しくは第三 項 の規

定による再交付に係る事務を行わせないこととするときは、 その旨を公示しなければならない。

(許可の条件)

第三十条 監理許可には、 条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前 項 の条件 は、 監理許 可 *(*) 趣旨に照らして、 又は当該監理許可 に係る事 項 の確実な実施を図るために必

要な最 小 限 度  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ 12 限 ŋ, か つ、 当該監理許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであ

てはならな

? 許 可 の有効期間 等)

第三十一条 第二十三条第一 項 の許可の有効期間 (次項の規定により許可の 有 効期間  $\mathcal{O}$ 更新を受けた場合に

あ 0 7 は 当 該 更新され · た 有 ·効期間) は、 当該 許 可  $\mathcal{O}$ 日 (次項  $\mathcal{O}$ 規定に により 許 可  $\mathcal{O}$ 有 効期 間  $\mathcal{O}$ 更 新 を受け

た場合にあっては、 実施 当該更新 前の許一 可 の有 効期間 が満了する日の翌日) から起算して三年を下らな · 期間

に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間とする。

であって監理事

·業 の

2 前 頃に 規 定 す る許可 *(*) 有 効 期間 (以下この条に お 1 て 許 可  $\mathcal{O}$ 有 効 別期間」 という。  $\mathcal{O}$ 満 了後引き続

当該 許 可 に係 る監理 事 業 次 条第 項 の規定による変更の 許 可が あっ たとき、 又は第三十 七 条第二 項  $\mathcal{O}$ 規

定に よる特定監 理事 業に係る許可への変更があったときは、 これらの変更後の許可に係るもの) を行おう

とする者は、 許 可 0 有効期間  $\mathcal{O}$ 更新を受けなければならない。

- 3 主 一務大臣は、 許可の有効期間の更新の申請があった場合において、 当該申請が第二十五条第一項各号の
- 1 ず ĥ かに適合してい ないと認めるときは、 当該許可の有効期間 の更新をしてはならない。
- 4 許 可  $\mathcal{O}$ 有 効 期 間  $\mathcal{O}$ 更新を受けようとする者は、 実費を勘案して主務省令で定め る額 の手数料を納付

ければならない。

5 第二十三条第二項から第五項まで、 第二十四条、 第二十五条第二項及び第三項、 第二十六条 (第二号、

第三号並びに第五 号ハ 及びニを除く。 並びに第二十九条の規定は、 許可の有効期間 の更新につい て準用

する。

(変更の許可等)

監理団体は、 監理許可に係る事業の区分を変更しようとするときは、 主務大臣の許可を受けな

け ń ばならな この 場合に おいて、 監理 寸 体 は、 許 可 証  $\mathcal{O}$ 書換えを受けなけ ħ ば ならな

- 2 前 項  $\mathcal{O}$ 許 可 に ついては、 第二十三条第二項 から第五 項まで及び第七 並びに第二十九条の規定を準用する。 項、 第二十四条、 第二十五条、
- 3 十六条 監 一理団体は、 (第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。 第二十三条第二項各号 (第四号を除く。 に掲げる事項 (主務省令で定めるものを除く。

に変更があったときは、 変更の日から一月以内に、 その旨を主務大臣に届け出なければならない。 この

場合に おいて、 当該変更に係る事 項が監理 事 業を行う事 業所  $\mathcal{O}$ 新 設に係るも のであるときは、 当該 事 業所

に 係 る事 業 計 画 書その 他主務省令で定 める書 ■類を添: 付 L なけ れ ば なら な

4 第二十三条第四 項  $\mathcal{O}$ 規定 は 前項  $\mathcal{O}$ 事 業 計 画 書に 0 1 て 準 用する。

5 主務大臣は、 第三項 の規定による監理事 業を行う事 業所  $\mathcal{O}$ 新設に係る変更の届出があったときは、 当 該

新 設に係る る事 業 所  $\mathcal{O}$ 数に応じ、 許可 証を交付しなけ れ ば なら な

6 監 理 寸 体 は 第三 項  $\mathcal{O}$ 規定による届 出をする場合 に お 1 て、 当該届出に係る事 項 が 許 可 証  $\mathcal{O}$ 記 載 事

該当するときは、その書換えを受けなければならない。

7 第三 項 の規定による届出 の受理に係る事 務については 第十八条 *(*) 規定を、 第五 項 の規定による許可証  $\mathcal{O}$ 

交付に係 る事 務 に · 7 ては第二十九 条第四 項及 び第 五 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 を、 それぞれ準 用する。

(技能実習の実施が困難となった場合の届出)

監 理 寸 体は、 第十九条第 三項  $\bigcirc$ 規定による通知を受けた場合その他実習監理を行う団 1体監 理 型

実習実施者が 寸 体監理型技能実習を行わせることが困難となったと認めるときは、 遅滞なく、 当 |該通 知 に

項に

係 る事項その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なけ ればならな

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定による届出 の受理に係る事務については、 第十八条  $\mathcal{O}$ 規定を準 用する。

(事業の休廃止)

第三十 匝 条 監 理 寸 体 は、 監 理 事 業を廃止し、 又はその全部若しくは 一部を休止しようとするときは、 その

廃 止 立又は休 止 0) 日 0) 月前、 までに、 その旨及び当該監理団体が実習監理を行う団体監理型実習実施者に係

る 寸 体監 理型 技 能 実 習 0 継 続  $\mathcal{O}$ ため  $\mathcal{O}$ )措置 その 他 の主 務省令で定める事項を主務大臣に届 け 畄 なけ れば な

らない。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規定による届出の受理に係る事務については、 第十八条の規定を準用する。

(報告徴収等)

第三十五条 主務 大臣 は、 ک  $\mathcal{O}$ 飾  $\mathcal{O}$ 規定 を施 行 するため に必要な限度に お 1 て、 寸 体 監 理型: 技 能 実習関 係

理 寸 体 <del>;</del> 文 は 団 |体監 理型 実習実施者若しくは 寸 体 監理 型実習実施 派者で あ 0 た者をいう。 以下この 項に

お 7 て 同 若しくは団体監理型技能実習関! 係者 の役員若しくは職員 (以下この項にお いて 「役職」 員

という。 若しくは役職員であった者 (以下この項に おい て 「役職員等」 という。) に対し、 報告若しく

は 帳 :簿書類の提出若しくは提示を命じ、 若しくは団体監理型技能実習関係者若しくは役職員等に対し出 頭

を求 め、 又は当該主務大臣 の職員に関係者に対して質問させ、 若しくは団体監理型技能実習関係者に係 る

事 業 4所その 他 団 体監理型技 能 実習に関係  $\mathcal{O}$ あ 3る場 新に立 ち入り、 その設備若 しくは 帳簿書類 その 他  $\mathcal{O}$ 物 件

を検査させることができる。

2 第十三条第二項の規定は 前項の規定による質問又は立入検査について、 同条第三項の規定は前項の規定

による権限について、それぞれ準用する。

(改善命令等)

第三十六条 主務大臣は、 監理団体が、この法律その他出入国若しくは労働に関する法律又はこれらに基づ

く命令の規定に違反した場合において、 監理事業の適 正 な運営を確保するために必要があると認めるとき

は 当 該 監 理 寸 体に 対 Ļ 期限を定めて、 その 監理事業の 運営を改善するために必要な措置をとるべきこ

とを命ずることができる。

2 主 一務大臣は 前項  $\mathcal{O}$ 規定による命令をした場合には、 その旨を公示しなければならない。

(許可の取消し等)

第三十七条 主務大臣は、 監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、 監理許可を取り消すことがで

きる

第二十五条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

第二十六条各号(第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。)のいずれかに該当することとなっ

たとき。

三 第三十条第一項の規定により付された監理許可の条件に違反したとき。

兀 この法律 の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの又はこれ

らの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

五. 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2 主 一務大臣は、 監理 許 可  $\widehat{\phantom{a}}$ 般監理事業に係るものに限る。)を受けた監理団体が第二十五条第一 項第七

号の主務省令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、 職権で、 当該監理許可を特定監理 事 業に

係るものに変更することができる。

3

主務大臣は、 監理団体が第一 項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当するときは、 期間を

定めて当該監 理 事業の全部又は一部 の停止を命ずることができる。

4 主 務 大臣は、 第一 項 の規定による監 理許 可  $\mathcal{O}$ 取消 Ļ 第二 項  $\mathcal{O}$ 規定による監理許可の変更又は前項の規

定による命 令をした場 合に は その旨を公示 し なけ れ ば なら な 7

(名義貸しの禁止)

第三十八条 監理 寸 体 は、 自 己 の名義をもって、 他人に監理事業を行わせてはならない。

(認定計画に従った実習監理等)

第三十 九 条 監 理 寸 体 は、 認 定 計 画 に 従 V ) 寸 |体監 理型技 能実習生 が 団体監理型技能実習を行うため に必必

な 知 識  $\mathcal{O}$ 修得をさせるよう努めるとともに、 団体監 理 型技能実習を実習監理 しなけ ればならない

監 理 団体 は、 その 実習監察 理を行う団体監理型実習実施者が 団体監 理 型技能 実習生 が 修得等をし た技能的

2

 $\mathcal{O}$ 評 価 を行うに当たっては、 当該 団 体監理型実習実施者に 対対 Ļ 必 要な指導及び 助 言を行 わ なけ れ ば なら

ない。

3 前 項に規定するもののほ か、 監理 寸 体 は、 団体監 理型技能実習の実施状況 の監査その他 の業務の実施

に関 L 主務省令で定める基準 一に従 V) その業務を実施 しなけ ればならない。

### 理 |責任者の設置等)

第四十条 監理 寸 一体は、 監理事業に関し次に掲げる事項を統括管理させるため、 主務省令で定めるところに

ょ か、 監理事 業を行う事業所ごとに監 理責任者を選 任 しなければなら ない。

寸 |体監| 理 型技能実習生 0 受入れ  $\bigcirc$ 準備に関すること。

団体監理型技能実習生 の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体

監 |理型実習実施者との連 絡 調整に関すること。

 $\equiv$ 

次節

に規定する技

能

実習生の

保護その

他

団体監

理

型技能実習生の保護に関すること。

兀 寸 [体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の 個 人情報の管理に関すること。

五. 団 |体監| 理型技能実習生 の労働条件、 産業安全及び労働衛生に関 Ĺ 第九条第七号に規定する責任者と

 $\mathcal{O}$ 連 絡 調整 に 関すること。

六 国及び 地 方 公共 寸 体 . の 機 関であって技能実習に関する事務を所掌するも 0, 機構その他関係 機関との

連 絡 調整に関すること。

監 理 生責任者: は、 次に掲げる者以外の者でなければならない。

2

第二十六条第五号イ(第十条第十号に係る部分を除く。)又は口からニまでに該当する者

前項の規定による選任 . (7) 日 前 五年以内又はその選任の 日以後に出入国又は労働に関する法令に関し不

正又は著しく不当な行為をした者

三 未成年者

3 監 理団 体 は 団体監理型実習実施者が、 団体監理型技能実習に関し労働基準法、 労働安全衛生法その他

 $\mathcal{O}$ 労働に関する法令に違反しないよう、 監理責任者をして、 必要な指導を行 わせない け ればならない。

4 監 理 寸 体 は、 寸 体 監 理 型実習実施 者 が、 寸 体 監 理 型技能実習に関 L 労働 基 準 法、 労働 安 全 衛 生 一法そ  $\mathcal{O}$ 他

 $\mathcal{O}$ 労働に関する法令に違反していると認めるときは、 監理責任者をして、 是 正 のため必要な指示を行 わ せ

なければならない。

5 監 理 寸 体 は 前 項に規定する指示を行ったときは、 速やかに、 その旨を関係行政 機関 に通 報 Ü なけ、 れば

ならない。

(帳簿の備付け)

第四 十一 条 監 理 寸 体は、 監理事 業に関して、 主務省令で定める帳簿書類を作成し、 監理事業を行う事業所

に備えて置かなければならない。

(監査報告等)

第四 [十二条 監 理 寸 体 は、 その実習監理を行う団体監 理 型実習実施者につい て、 第三十九条第三項  $\mathcal{O}$ 主 務

令で定め る基準 準 に 従 7 監査を行っ たときは、 当該 監 査  $\mathcal{O}$ 終了 後遅滞 なく、 監 査 報告書を作 成 主務 大臣

に提出しなければならない。

2 監 理 寸 体 は、 主務省令で定めるところにより、 監 理 事業を行う事業所ごとに監理事業に関 はする事 **\***業報: 告

書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

3 第 項 の規定による監査 報 告書  $\mathcal{O}$ 受理 及 び 前項  $\mathcal{O}$ 規定による事業報告書の受理に係る事務については、

第十八条の規定を準用する。

(個人情報の取扱い)

第四 条 監 理 寸 体 は、 監 理 事 業に 関 寸 |体監 理型実習実施者等 及 び 団体監! 理 型 技能実習 生等  $\mathcal{O}$ 個 人情

報 を収集 保管、 又は使用するに当たっては、 監 理 事 業  $\mathcal{O}$ 目 的  $\bigcirc$ 達 成に必要な範囲内 で 寸 体 監 理 型 実

習実施者等及び 団体監 理型技 能実習生等の 個 [人情] 報を収集 Ĺ 並びにその 収集の 目 的 [の範] 囲 内でこれを保

管し、 及び使用しなければならない。ただし、 本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、

の限りでない。

2 監理 団 体 は 寸 [体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個 人情報を適正に管理するために

必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第四 + ·四条 監理団: 一体の役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、 正当な理由なく、 その業務に関し

て知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(主務省令への委任)

第四十五条 この 節に定めるもののほか、 監理団体の許可の手続その他この節の規定の実施に関し必要な事

項は、主務省令で定める。

第三節 技能実習生の保護

(禁止行為)

第四 一十六条 実習監理を行う者 (第四十八条第一 項において 「実習監理者」 という。) 又はその役員若しく

は 職 員 (次条において「実習監理者等」という。) は、 暴行、 脅迫、 監禁その他精神又は身体の自由を不

当に · 拘 束する手段によって、 技能実習生の意思に反して技能実習を強 制してはならない。

第四 十 七 条 実習 監理 者等は、 技能 実習生等 (技 能実習生又は技 能 実習生になろうとする者をいう。 以 下こ

 $\mathcal{O}$ 条に お いて同じ。) 又はそ  $\overline{\mathcal{O}}$ 配偶者、 直 「系若 しくは 同 ||居の 親 族そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 他技能実習生等と社会生活に お 1 7

密 接 な関係を有する者との間で、 技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、 又は損害賠償 額 を

予定する契約をしてはならない。

2 実習監 理者 等 は、 技 能 実習生等に技能実習に係る契約 に付随 して貯蓄の契約をさせ、 又は技能実習生

との間で貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

第四 一十八条 技能 実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員若しくは職員 (次項にお いて 「技

能 実習関 係者」 という。 は、 技能実習生 0) 旅券 (入管法 第二条第五 号に規定す る旅券を 1 う。 第 百 +

条第五 一号に お 1 て同じ。 又は在留 [カード (入管法第十九条の三に規定する在留カー ・ドを いう。 同 一号にお

いて同じ。)を保管してはならない。

技 能実習関係者は、 技能実習生の 外出その他の私生活の自由を不当に制限してはならない。

2

# (主務大臣に対する申告)

第四十 -九条 実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役員若しくは職員 (次項において「実習実施者等」

という。) がこの法律又はこれに基づく命令の規定 に 違反する事実が ある場合にお į١ ては、 技能実習生 は

、その事実を主務大臣に申告することができる。

2 実習実施者等は、 前項の申告をしたことを理由として、 技能実習生に対して技能実習の中止その他不利

益な取扱いをしてはならない。

第四節 補則

(指導及び助言等)

第五 一十条 主務大臣は、 この章 の規定 の施行に関し必要があると認めるときは、 実習実施者及び監理団体に

対 Ĺ 技能実習の 適 正 な実施及び技能 実習生の 保護 0 ために必要な指導及び助言をすることができる。

2 主 落 大臣 は、 技能 能実習の 適 正な実施 及び 技能実習生  $\mathcal{O}$ 保護 のため、 技能実習生か らの相談に応じ、 必要

な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

## (連絡調整等)

第五 十一条 実習実施者及び監理団体は、 第十九条第一項若しくは第三十三条第一項の規定による届出が 第

十九条第二項の規定による通知又は第三十四条第一項の規定による事業の廃止若しくは休 止 の届出をしよ

とを希望するものが 技能実習を行うことができるよう、 他の実習実施者又は監理団 体その他関係者との連

うとするときは

当該実習実施者及び当該

監理団体

に · 係

る技能実習生であって引き続き技

能

実習を行うこ

絡 調 整その他 の必要な措置を講じなければならない。

2

主

一務大臣

は

前項に規定する措置

一の円滑

こな実施の

のためその

他必要があると認めるときは、

実習実施者、

監 理 寸 体 そ  $\mathcal{O}$ 他 関係者 に対する必要な指導 及び助言を行うことができる。

技 能実習評 価 試 験

第五 十二条 主務大臣は、 実習実施者が円滑に技能等の評価を行うことができるよう、 技能実習評価試験  $\mathcal{O}$ 

振興に と努め な け n ば ならな \ <u>`</u>

2 主 務大臣 は、 公正な技能実習評価試験が実施されるよう、 技能実習評価試験の基準を主務省令で定める

ものとする。

事 業所管大臣 . の 要請

第五· 主務大臣は、 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要があると認めるときは

特定 の業種 に 属する事業を所管する大臣 (次条第一 項において 事 業所管大臣」という。) に対して、

当該 特定  $\mathcal{O}$ 業 種 に属する事 業に係る技能実習に関 L 必 要な協 力を要請することができる。

## (事業協議会)

第五 一十四条 事業所管大臣は、 当該事業所管大臣及びその所管する特定の業種に属する事業に係る実習実施

者 又は監理団 体 を構 成員とする団体そ 0 他  $\mathcal{O}$ 関 係者により 構成され る協議会 (以下この条に お į, 7 事業

協議会」という。)を組織することができる。

2 事 業協議会は、 必要があると認めるときは、 機構その他の事業協議会が必要と認める者をその構成員と

して加えることができる。

3 事 業協 議会は、 その 構 成 員 が 相 互. 一の連絡 を図ることにより、 技能実習の 適 正 な実施及び技能実習生 の保

護 E 有用 な情 報を共有 そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 構 成 員  $\mathcal{O}$ 連 携  $\mathcal{O}$ 緊密 化を図るとともに、 その 事 業の 実情を踏まえた技能

習  $\bar{\phi}$ 適 正 な実施及び技能実習生の保護に資する取組 に . つ い て協議を行うものとする。

事 業協 議会  $\mathcal{O}$ 事務に従事する者又は従事していた者は、 正当な理由なく、 当該事i 務に関 して知ることが

4

できた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

5 前各項に定めるもの のほ か、 事業協 議会  $\mathcal{O}$ 組織及び運営に関し必要な事項は、 事業協議会が定める。

(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求等)

第五 十五条 主務 大臣 は、 技能実習の適 正な実施及び 技能実習生の保護のため必要があると認めるときは、

関 係行政機関 の長に対し、 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する情報の提供をすることが

できる。

2 主務大臣 は、 技能実習の適 正な実施及び 技能実習生 の保護を図 るために実施 し得る他 の法律  $\mathcal{O}$ 規定に基

づく措置があり、 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、 当該措置が速や かに実施され

ることが必要であると認めるときは、 当該措置 の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、 当該措置 の速

やかな実施を求めることができる。

3 主 落 大臣 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定に より 同 項 の措 置 の速やかな実施を求めたときは、 同項 の大臣に対し、 当該措

置の実施状況について報告を求めることができる。

(地域協議会)

第五 十六条 地域において技能実習に関する事務を所掌する国 「の機関は、 当該機関及び地方公共団体の機関

そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 他  $\mathcal{O}$ 関係 機関により構成される協議会 (以下この条にお ζ) 7 地 域協議会」 という。) を組織するこ

とができる。

2 地 域 協 議会は、 必要があると認めるときは、 機構 その他の地域協議会が必要と認める者をその構 成員と

して加えることができる。

3 地 域 協 議会は、 その 構成 員 が 相 互 の連絡を図ることにより、 技能実習の 適 正 な実施及び技能実習生の保

護 E 有 用 な情 報 を共 有 そ  $\mathcal{O}$ 構 成 員  $\mathcal{O}$ 連 携  $\mathcal{O}$ 緊 密 化 を図るとともに、 その 地 域  $\mathcal{O}$ 実 情 を 踏 まえた技 能 実

習  $\bar{\phi}$ 適 !正な実施及び技能実習生の保護に資する取組に っつい て協議を行うものとする。

4 地 域 協 議会  $\mathcal{O}$ 事 務に従事する者又は従事してい た者は、 正当な理由なく、 当該事務に関 して知ることが

できた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

5 前 各 項に定 8 るも  $\mathcal{O}$ 0) ほ か、 地 域 協 議 会 (T) 組織 及び 運営に関 し必要な事 項は、 地 域協議会が定める。

第三章 外国人技能実習機構

第一節 総則

## (機構の目的)

第五十七条 外国 人技能実習機構 (以下「機構」という。) は、外国人の技能等の修得等に関し、 技能実習

 $\mathcal{O}$ 適正な実施及び技能実習生の保護を図り、 もって人材育成を通じた開発途上地域等 の技能等の移転 に

よる国際協力を推進することを目的とする。

#### (法人格)

第五十八条 機構は、法人とする。

#### (数)

第五十九条機構は、一を限り、設立されるものとする。

### (資本金)

第六十条 機 構 の資本金は、 その設立に際し、 政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 機構は、 必要があるときは、 主務大臣 の認可を受けて、 その資本金を増加することができる。

#### (名称)

第六十一 条 機構は、 その名称中に外国人技能実習機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、 その名称中に外国人技能実習機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第六十二条 機構は、 政令で定めるところにより、 登記しなければならない。

前項の規定により登記しなければならない事項は、 登記の後でなければ、

これをもって第三者に対抗す

ることができない。

2

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第六十三条 般社団法人及び 般財団法人に関する法律 (平成十八年法律第四十八号) 第四条及び第七十

八条の規定は、 機構について準用する。

第二節 設立

(発起人)

第六十四条 機構を設立するには、 技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人にな

ることを必要とする。

(定款の作成等)

第六十五条 発起人は、 速やかに、 機構の定款を作成し、 政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しな

ければならない。

2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一目的

二名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び出資に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

#### (設立 一の認 可等)

第六十六条 発起 人は、 前条第 項の募集が終わったときは、 速やかに、 定款を主務大臣に提出して、 設立

 $\mathcal{O}$ 認 可 を申 請 L なけ れ ば なら ない。

2 主 落 大臣 は 機構 の理事

長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

項の規定により指名された機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者は、

機 構

の成立の時にお

1 て、 第七十一条第 項の規定により、 それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

事 務  $\mathcal{O}$ 引継ぎ) 3

前

第六十七条 発起人は、 前条第 項の認可を受けたときは、 遅滞なく、 その 事務を同条第二項の規定により

指 名された機 構 の理 事 長となるべき者に引き継がなけ ればならない。

2 前 条第二項  $\mathcal{O}$ 規定に より指名された機構  $\mathcal{O}$ 理事長となるべき者は、 前項 0) 規 定による事 務  $\mathcal{O}$ 引 継ぎを受

け たときは、 遅滞なく、 政府及び出資 の募集に応じた政府以外の者に 対し、 出資金 0 払込みを求めなけれ

ばならない。

(設立の登記

第六十八条 第六十六条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、 前条第二項の規定に

よる出資金の払込みがあったときは、 遅滞なく、 政令で定めるところにより、 設立 の登記をしなければな

らない。

2 機構は、設立の登記をすることにより成立する。

第三節 役員等

(役員)

第六十九条 機構に、 役員として理事長一人、 理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第七十条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理 事 は、 理 事 長の定めるところにより、 機構を代表 į 理事長を補佐して機構の業務を掌理し、 理事長

に 事 故があるときはその職務を代理 Ļ 理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、機構の業務を監査する。

4 監事 は、 監 査 の結果に基づき、 必要があると認めるときは、 理事長又は主務大臣に意見を提出すること

ができる。

(役員の任命)

第七十一条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第七十二条 役員の任期は、 二年とする。 ただし、 補欠の役員の任期は、 前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第七十三条 政府又は地方公共団体の職員 (非常勤の者を除く。) は、役員となることができない。

(役員の解任)

第七十四条 主務大臣又は理事長は、 それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは

、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、 それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときそ

の他役員たるに適しないと認めるときは、第七十一条の規定の例により、 その役員を解任することができ

る。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

四 職務上の義務違反があるとき。

(役員の兼職禁止)

第七十五条 役員 (非常勤の者を除く。) は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従

事 してはならない。 ただし、 主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(監事の兼職禁止)

第七十六条 監事 は、 理事長、 理事、 評議員又は機構 の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第七十七条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、 これらの者は、 代表権を有しない

この場合においては、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第七十八条 理事 長は、 機構  $\mathcal{O}$ 職員のうちから、 機構の業務の 部に関する一 切の裁判上又は裁判外の行為

を行う権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第七十九条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第八十条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、 正当な理由なく、 その職務上知ることが

できた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の地位)

第八十一 条 機 構 の役員及び職員は、 刑法その他の罰則の適用については、 法令により公務に従事する職員

とみなす。

第四節 評議員会

#### (設置)

第八十二条 機構に、 第八十七条の業務 (同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。 以下こ

 $\mathcal{O}$ 条 に お **,** \ て 同 ľ  $\mathcal{O}$ 円 滑 な運営を図るため、 評 議 員会を置く。

2 評 議 員会は、 第八十七条 Ď 業務の 運営に 関する重 要 事 項を審賞 議する。

3 評 議員会は 前項に規定するもののほか、 第八十七条の業務の運営に関し、 理事長の諮問に応じて重要

事 項について意見を述べ、 又は必要と認め る事項につい て理事長に建議することができる。

#### (組織)

第八十三条 評議員会は、評議員十五人以内をもって組織する。

### (評議員)

第八十 应 条 評 議員 は、 労働者を代表する者、 事業主を代表する者及び技能実習に関 L て専門的な知 識と経

験 を有する者のうち か 5 理 事 長が主務大臣  $\mathcal{O}$ 認 可を受けて任 命する。

2 評 議 員のうち、 労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、 各同数とする。

3 評 □議員の 任期は、 四年とする。 ただし、 補欠の評 議員 の任期 は、 前任者の の残任期間とする。

4 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任)

第八十五条 理事 長は、 評議員が第七十四条第二項各号のいずれかに該当するに至ったときは、 前条第一項

の規定の例により、その評議員を解任することができる。

(評議員の秘密保持義務等)

第八十六条 第八十条及び第八十一条の規定は、 評議員について準用する。

第五節 業務

(業務の範囲)

第八十七条 機構は、 第五十七条の目的を達成するため、 次に掲げる業務を行う。

一 技能実習に関し行う次に掲げる業務

イ 第十二条第一項の規定により認定事務を行うこと。

口 第十四条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、 又はその職員をし

て、質問させ、若しくは検査させること。

第十八条第一項(第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第七項、 第

三十三条第二項、 第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。) の規定に

より届出、 報告書、 監査 報告書又は事業報告書を受理すること。

= 第二十四条第一項(第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。) の 規

定により事実関係の調査を行うこと。

ホ 第二十四条第三項 (第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。) の 規

定により申請書を受理すること。

第二十九条第四項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において準用する場合を

含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

技能実習の 適正 な実施及び技能実習生 の保護を図るために技能実習生か らの相談に応じ、 必要な情報

 $\mathcal{O}$ 提供、 助言その 他 の援助を行う業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)

 $\equiv$ 技能実習を行うことが困難となった技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望するもの

が 技能実習を行うことができるよう、 技能実習生からの相談に応じ、 必要な情報の提供、 助言その他の

援助を行うとともに、 実習実施者、 監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務

四 技能実習に関し、調査及び研究を行う業務

五. その他技能 実習の  $\mathcal{O}$ 適 正 な実施及び技能実習生の保護に関する業務

六 前各号に掲げる業務 (これらに附帯する業務を含み、 主務省令で定める業務を除く。) に係る手数料

を徴収する業務

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の委託)

第八十八条 機構 は、 主務大臣の認可を受けて、 前条の業務 (同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する

業務を除く。)の一部を委託することができる。

2 第八十条及び第八十一条の規定は、 前項  $\mathcal{O}$ 規定による委託を受けた者 (その者が 法 人である場合にあ

ては、 その役員) 又はその職 員その他 の当 該委託を受けた業務に従事する者について準用する。

(業務方法書)

第八十九条 機構は、 業務開始 の際、 業務方法書を作成し、 主務大臣 の認可を受けなければならない。

を変更しようとするときも、 同様とする。

2 前項 の業務方法書には、 主務省令で定める事項を記載しなければならない。

( 資料 の交付 の要請等

第九十条 国又は 地方公共団体は、 機構 がその業務を行うため特に必要があると認めて要請をしたときは、

機構に対し、 必要な資料を交付し、 又はこれを閲覧させることができる。

2

機

構は、

その業務を行うため必要があると認めるときは、

国の行

政

機関

の長及び

地方公共団体の

長その

他  $\mathcal{O}$ 執行機関 に対して、 資料 の提供、 意見の 表明、 説明その 他必要な協力を求めることができる。

第六節 財務及び会計

事 業年度)

第九 + 条 機 構  $\mathcal{O}$ 事 業年度は、 毎年四月一 日に始まり、 翌年三月三十一日に終わる。

(予算等 の 認 可

第九十二条 機構は、 毎事業年度、 予算及び事業計画を作成し、 当該事業年度の開始前に、 主務大臣の認可

を受けなければならない。 これを変更しようとするときも、 同様とする。

2 主務大臣は、 前項の認可をしようとするときは、 あらかじめ、 財務大臣に協議しなければならない。

(財務諸表等)

第九 十三条 機 構 は、 毎事業年度、 貸借対照 表、 損 益 計算書その他主務省令で定め る書類及びこれ 5 Ď 附 属

明 細 書 (以下この 条に お いて 「財務諸 表」という。) を作成し、 当該事業年度の終了後三月以内に `主務-

臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2

機

構

は、

前

項

 $\mathcal{O}$ 

規定により

対務諸

表を主

務大臣に提出するときは、

これに当該事業年度の事業報告書及

び 予 算  $\mathcal{O}$ 区 分 に 従 1 作 成 した決算報告 書並 びに 財 務 諸 表及び決算報告書に関する監事 の意見 書を添付 L な

ければならない。

3 機 構 は、 第 項の 規定による主務大臣 (T) 承認を受けたときは、 遅滞なく、 財務諸表を官報に公告し、 カ

つ、 財 務 諸 表 並 U に 前 項  $\bigcirc$ 事 ·業報告· 書、 決算 報告書及び監事 の意見書 (以下この条に お 1 7 財 務 諸 表

を、 各事 務所に 備え置き、 主務省令で定め る 期 間 公 衆  $\mathcal{O}$ 縦 覧 に供 l なけ ħ ば なら

4 財 務 諸 表等 は 電 磁的 記 録 (電子的方式、 磁気的方式その他 人の 知覚によ っては認識することができな

1 方式で作られる記録であって、 電子計算 機による情報処 理 0 用 に供されるものとして主務省令で定める

£ 0 をいう。 次項において同じ。)をもって作成することができる。

財 務諸 表等が 電磁的記録をもって作成されているときは、 機構 の事 務所において、 当該電磁的 記録に記

5

録 ぶされ た情 報 を 電 磁 節 方法 (電子情 報処理 組 織 を使用する方法その 他  $\mathcal{O}$ 情 報 通 信  $\bigcirc$ 技 術 を利 用す る方法 で

あ 0 て主務省令で定めるものをいう。 により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置 く 措

置として主務省令で定めるものをとることができる。 この場合においては、 財務諸表等を、 第三項の規定

により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

(利益及び損失の処理)

第九十四条 機構は、 毎事業年度、 損益計算において利益を生じたときは、 前事業年度から繰り越した損失

を埋 め、 なお 残 余が あるときは、 その残余の額は、 積立金として整理しなければならない。

2 機 構 は、 毎 事 業年 度 損 益 計算に お 7 て損失を生じたときは、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 に よる積立金を減額 て整理

な お 不 足が あるときは、 その不足 額は、 繰越欠損金として整理  $\overline{\mathcal{L}}$ なけ れば なら な

充てることができる。

3

機

構

は

予算をもって定める額に限り、

第一項の規定による積立金を第八十七条の業務に要する費用に

#### (借入金)

第九十五条 機構は、 その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、 主務大臣の認可を受けて、

短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、 当該事業年度内に償還しなければならない。 ただし、 資金の不足のた

 $\Diamond$ 償還することができないときは、 その償還することができない金額に限り、 主務大臣の認可を受けて、

これを借り換えることができる。

3 前項ただし書 の規定により借り換えた短 期借入金は、 年以内に償還しなけ ればならない。

4 主務大臣は、 第一項及び第二項の認可をしようとするときは、 あらかじめ、 財務大臣に協議しなければ

ならない。

5 機構は、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(交付金)

第九十六条 政府は、 予算の範囲内において、 機構に対し、 その業務に要する費用に相当する金額を交付す

るものとする。

# (余裕金の運用)

第九十七条 機構は、 次の方法によるほか、 業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

二 主務大臣の指定する金融機関への預金

三 その他主務省令で定める方法

(主務省令への委任)

第九十八条 この 法律に定めるもののほか、 この節の規定の実施に関し必要な事項は、 主務省令で定める。

第七節 監督

(監督)

第九十九条 機構は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、 この 法律を施行するため必要があると認めるときは、 機構に対し、 その業務に関して監督

上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第百条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、 機構に対しその業務に関し報告

をさせ、 又は当該職員に機構 の事務所に立ち入り、 帳簿、 書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第二 項の 規定は 前項の 規定による立入検査について、 同条第三項の規定は前項の規定による権

限について、それぞれ準用する。

第八節 補則

(定款の変更)

第百 条 機 構  $\mathcal{O}$ 定款の変更は、 主務大臣 の認可を受けなければ、 その効力を生じない。

(解散)

第百二条 機構は、 解散した場合において、 その債務を弁済してなお残余財産があるときは、 これを各出資

者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前 頃に規定す るもの のほ か、 機構 の解散については、 別に法律で定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第百三条 この法律における主務大臣は、 法務大臣及び厚生労働大臣とする。

2 この法律における主務省令は、 主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任等)

第百 四条 主務大臣は、 政令で定めるところにより、 第三十五条第一項の規定による報告の徴収、 帳 簿 書 類

の提出若しくは提示の命令、 出頭の命令、 質問又は立入検査 (第四十条第三項から第五項までの規定を施

行するために行うものに限る。) (次項及び次条において 「報告徴収等」という。) の権 限  $\mathcal{O}$ 部を国土

交通大臣に委任することができる。

2 玉 一土交通大臣は、 前項の規定による委任に基づき、 報告徴収等を行ったときは、 速やかに、 その結果に

ついて主務大臣に報告するものとする。

3 国 一土交通大臣は、 政令で定めるところにより、 第一 項の規定により委任された権限を地方運輸局 長に委

任することができる。

4 前 項 の規定により地方運輸局長に委任された権限は、 政令で定めるところにより、 運輸支局長又は地方

運 **論局、** 運輸 監理部若しくは運輸支局の事 務所の長に委任することができる。

5 この 法律に規定する主務大臣の権限 (第一項の規定により国土交通大臣に委任されたものを除く。)

は

主務省令で定めるところにより、 地方支分部局の長に委任することができる。

職 権 の行 使

第百 五 条 主務大臣 は、 報告徴収等に関する事務について、 第三十五条第一項に規定する当該主務大臣 の職

員  $\mathcal{O}$ 職 :権を労働基準監督官に行わせることができる。

2

国土交通大臣は、

主務大臣

|の権限

が前条第

項の規定により国土交通大臣に委任された場合に

は、

報告

徴 収 等 に関する事 務に つい て、 第三十五条第 項に規定する当該主務大臣  $\mathcal{O}$ 職員  $\widehat{\mathcal{O}}$ 職 権 を船員労務官に行

わせることができる。

**国** |等の連 携)

第百六条 国 地 方 公共団体及び機構 は、 技能実習が円滑に行われるよう、 必要な情報交換を行うことその

他 相 互  $\mathcal{O}$ 密接 な 連 携  $\mathcal{O}$ 確保に 努めるも のとする。

2 機 構 は 前項に規定する連携のため、 主務大臣に対し、 主務大臣の権限の行使に関して必要な情報の提

供を行わなけ ればならない。

## (主務省令への委任)

第百七条 この法律に定めるもののほか、 この法律の規定の実施に関し必要な事項は、 主務省令で定める。

### 第五章 罰則

第百 八条 第四 十六条の規定に違反した者は、 年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰

### 金に処する。

第百 九 条 次の各号のいずれかに該当する者は、 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第一項の規定に違反して実習監理を行った者

偽りその他不正の行為により、 第二十三条第一項の許可、 第三十一条第二項の規定による許可の有効

期間の更新又は第三十二条第一項の変更の許可を受けた者

三 第三十七条第三項の規定による処分に違反 した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は

#### 職員

兀 第三十八条の規定に違反した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職 員

第百十条 第四十四条、 第五十四条第四項、 第五十六条第四項又は第八十条 (第八十六条及び第八十八条第

二項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者は、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に

処する。

第百 十 条 次の各号の いず 'n かに該当する者は、 六月以下の懲役又は三十万円 以下の罰 金 に処する。

第十五条第 一項の 規定による処分に違反した者

三 第三十六条第一 項 の規定による処分に違反した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は

第二十八条第一項の規定に違反した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職

員

職 É

兀 第四十七条の規定に違反した者

五. 第四· 十八条第 一項の規定に違反して、 技能実習生の意思に反して技能実習生の旅券又は在留カー K

保管 ī た者

六 第四 十八八 条第二 項 の規定に違反して、 技能実習生に対 Ļ 解 雇 その 他 の労働関 係 上の 不 利 益 又は 制 裁

金  $\overline{O}$ 徴収その他  $\mathcal{O}$ )財産· 上 の不利益を示して、 技能実習が行わ れ る時間 以外における他の者との 通 信 若し

< は 面談又は外出の全部又は一部を禁止する旨を告知した者

# 七 第四十九条第二項の規定に違反した者

第百十二条 次の各号の いいずれ かに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十三条第 一項又は第三十五条第 項  $\mathcal{O}$ 規定による報告若 しくは 帳 簿 書 類  $\bigcirc$ 提出 |若しくは 提示をせず

若しくは 虚 偽の報告若しくは虚 偽 の帳 簿 書類 の提 出若しくは提示をし、 又はこれらの 規定による質問

に対して答弁をせず、 若しくは虚偽の答弁をし、 若しくはこれらの規定による検査を拒み、 妨げ、

くは忌避した者

二 第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

 $\equiv$ 第十九条第 一項の規定による届出をせず、 又は 虚 偽  $\mathcal{O}$ 届出をした者

兀 第十九条第二項の規定による通知をせず、 又は虚 偽  $\mathcal{O}$ 通 知をした者

五 第二十 条 Ò 規定に違反 して帳簿書類を作成せず、 若しくは事業所に備えて置かず、 又は虚偽の 帳簿書

類を作成した者

六 第二十三条第二項 (第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。) に規定

する申請書又は第二十三条第三項 (第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含

む。 に規定する書類であって虚 偽 の記 載のあるものを提出 した者

七 第三十二条第三 項 の規定による届出を せず、 若 しくは 虚 偽  $\mathcal{O}$ 届 出 Iをし、 又は 同 項に規定する書類であ

0 7 虚 偽  $\mathcal{O}$ 記 載  $\mathcal{O}$ あ る ŧ  $\mathcal{O}$ を提 出 L た場 合に お け るその 違 反 行 為をし た監 理 寸 体  $\mathcal{O}$ 役 員 又 は 職 昌

八 第三十三条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定による届 出を せ ず、 又 は 虚 偽  $\mathcal{O}$ 届 出 を Ū た場合に おけるその違 反行為をした

監理団体の役員又は職員

九 第三十 兀 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定による届 出をし ないで、 又は 虚 偽  $\mathcal{O}$ 届 出 をして、 監理 事 \*業を廃 止 Ļ 又はそ

 $\mathcal{O}$ 全 部 若 < は 部 を休 止 た場 合 に お け るそ  $\mathcal{O}$ 違 反行 為 を L た監 理 寸 体  $\mathcal{O}$ 役員 又 は 職 員

+ 第四十 条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に 違反した場合におけるその違反行為をし た監理! 寸 体  $\mathcal{O}$ 役員 又 は 職 員

+ 第四· 干 条の 規 定に 違反して 帳 簿 書 類を作成せず、 若しく は 事 業所 に 備 えて 置 カ ず、 又 は 虚偽 の帳

簿 書 類 を 作 成 L た 場場 合に お けるそ 0 違 反 行為をし た監理 寸 体  $\mathcal{O}$ 役 員 又は 職 員

第 百 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規定に よる報告をせず、 若しく は 虚 偽  $\mathcal{O}$ 報告 を 又 は 同 項  $\mathcal{O}$ 規定 に よる 検 査 を拒

み、 妨げ、 若 しくは忌避した場合におけるその違 反行為をした機構  $\mathcal{O}$ 役員 又は 職 員

第百 一十三条 法 人の代表者又は 法人若 しくは人の代理人、 使用· 人その 他 <u>, 一</u> 従業者 が、 その 法 人又は人の 業務

に関して、 第百八条、 第百九条、 第百十条 (第四十四条に係る部分に限る。)、第百十一条及び前条 ( 第

十二号を除く。) の違反行為をしたときは、 行為者を罰するほか、 その法人又は人に対しても、 各本条  $\mathcal{O}$ 

罰金刑を科する。

第百 十四 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、 その違反行為をした機構の役員は、 二十万円以下の

過料に処する。

第三章 の規定により主務大臣 上の認 可又は承認を受けなければならない場合にお いて、 その認可又は承

認を受けなかったとき。

第六十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第八十七条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

兀 第九 十三条第三項の規定に違反 して、 書類を備 え置 か ず、 又は 縦覧に供 しなか ったとき。

五. 第九 十七 条の 規定に違反して業務上の 余裕金を運 用したとき。

六 第九十九条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第百十五条 第六十一条第二項の規定に違反した者は、 二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則

### (施行期日)

第 一条 この法 律 は、 公 布  $\bigcirc$ 日 から起算して一年を超えない 範囲内に おい て政令で定める日 か ら施行する。

ただし、 第一章、 第三章、 第百三条、 第百六条、 第百七条、 第百十条 (第八十条 (第八十六条及び第八十

八条第二項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)、 第百十二条 (第十二号に係る部) 分に

限る。) 第百· 干四四 条及び第百十五条の規定並びに附則第五条から第九条まで、 第十一条、 第十四条から

第十七条まで、 第十八条 (登録免許 税 法 昭昭 和四十二年法律第三十五 号) 別 表第三の 改 正規定に 限る。

第二十条から第二十三条まで及び第二十六条の規定は、 公布の 日 から施行する。

#### (検討)

第二条 政 府 は、 この 法律の 施行後五年を目途として、 この法律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 状況を勘案し、 必要があると認め

るときは、 こ の 法 律 の規定につい て検討を加え、 その結果に基づい て所要の措置を講ずるものとする。

# (技能実習に関する経過措置)

第三条 附則第十三条第一 項の規定によりなお従前 の例によることとされた附則第十二条の規定による改正

前  $\mathcal{O}$ 出入国管理及び難民認定法 (以下「旧入管法」という。) 別表第一の二の表の技能実習の在留資格を

ŧ て在留する者が行う活動 は、 技能 実習に該当しない ものとする。

2 前 項に規定する者又はこの 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 ( 以 下 施施 行日」という。 前に 旧 入管法別表第 の <u>-</u> の

 $\mathcal{O}$ 技 能 実習 の在留資格をもって在留 していた者 同 項に規定する者を除く。) その他これに 準ずるも のと

L て主務大臣 が適当と認める者(以下この条及び次条において 「旧技能実習在留資格者等」 という。 が

第一 号企業単 -独型技: 能実習に相当するものとして主務省令で定めるものを修了した場合にお いては、

条第二 項第二号 Ď 規定 の適用 に つい ては、 当分  $\mathcal{O}$ 間、 同号中 「 第 一 号企業単独型技能実習」 とあ る  $\mathcal{O}$ は

「附則第三条第二項の主務省令で定めるもの」とする。

3 旧 技 能実習在留資格者等が第二号企業単 独型技能実習に相当するものとして主務省令で定めるものを修

了 た場合に お ĺ١ て しは、 第二条第二項第三号の 規 定 0 適 用 に ついては、 当 分  $\bigcirc$ 間 同 . 号 中 「第二号企業単

独型技能 実習」 とある のは、 附則第三条第三項 の主務省令で定めるもの」とする。

4 旧 技 能 実習在 留資格者等が 第一号団体監理型技能実習に相当するものとして主務省令で定めるものを修

了 i た場合にお いては、 第二条第四項第二号の規定 の適用については、 当分の間、 同号中 第一 号団体監

理型技能実習」 とあるのは、 「附則第三条第四項の主務省令で定めるもの」とする。

5 旧 技 能実習在 留資格者等が 第二号団体監理型技能実習に相当するものとして主務省令で定めるものを修

了 ) た場 合に お 1 て しは、 第二条第四 項第三号の 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に つい ては、 当 分 0) 間 同 号中 「第二号団 体

(技 能実習計 画  $\mathcal{O}$ 認定 の基準に関する経過 措 置)

理型技能実習」

とあ

る

 $\mathcal{O}$ 

は、

「附則第三条第五項

の主務省令で定めるもの」とする。

第四条 旧 技能 実習在留資格者等を雇 用する者又は 雇用しようとする者が、 当 該 旧技能実習在留資格者等に

係る技 能 実習 計 画 ( 第 号企 業単 独型技能実習又 は 第 号 団 体監 理 型 技 能実習に係るも  $\mathcal{O}$ を除 を作

成 当該技 能実習計 画について第八条第一 項の認定 の申請をした場合にお いては、 第九条  $\mathcal{O}$ 規定の適 用

に つい 、ては、 当分の間、 同 条第四号中 「 第 一 号企業単独型技能実習又は第 号団体監理型技能実習に係る

省令で定め 技能 実習計 画 計 画 (以下この号にお のは 附 則 第三条第二項に規定する ( ) て 「相当技能 実習計 旧 画 技 という。 能 実習在留 と、 格者等 「第二号企 が 行う活 業単 動 独 係 型技 務

資

に

る主

る

とあ

る

実習又は第二号団体監理型技能実習に係る技能実習計 画 とあるのは 「相当技能実習計 画 と 同 E条第·

号 中 「技能 実習生に技能実習」 とあるのは 「技能実習生 (技能実習に相当するもの (附則第三条第二項

の主務省令で定めるもの、 同条第三項の主務省令で定めるもの、 同条第四項の主務省令で定めるもの及び

同 · 条第 五項 の主務省令で定めるものをいう。 以下この号において同じ。) を行う同条第二項に規定する旧

技能実習在留資格者等を含む。 に技能実習 (技能: 実習に相当するものを含む。)」とする。

(外国人技能実習機構に関する経過措置)

第五条 この 法律の施行 の際現にその名称中に外国人技能実習機構という文字を用いている者については、

第六十一 条第二 項の 規定は、 第三章 ・の規定  $\mathcal{O}$ 施行後六 月間 は、 適用 L ない。

第六条 機 構  $\mathcal{O}$ 最 初  $\mathcal{O}$ 事 業年 一度は、 第 九 + 条 O規定 に か か わらず、 その 成立  $\mathcal{O}$ 日に始まり、 その 後最一 初  $\mathcal{O}$ 

三月三十一日に終わるものとする。

第七条 機構 0 最 初の 事 ,業年度の予算及び事業計画については、 第九十二条第一項中 「当該事業年度の開始

前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(施行前の準備)

第八条 第八条第 項の認定及び第二十三条第一項の許可の手続は、 施行日前においても行うことができる

(T) 場合にお V て、 主務大臣は、 第十二条及び第二十四条の規定  $\mathcal{O}$ 例により、 機構に、 認定事 務又は 調

査 の全部又は一部を行わせることができる。

2 第二十三条第 一項の許可 の手続を施行日前に行う場合において、 厚生労働大臣は、 同条第六項の規定の

例に より、 労働 政 策 審 議 会  $\mathcal{O}$ 意見を聴くことができる。

3 第二十三条第 一項  $\mathcal{O}$ 許 可  $\mathcal{O}$ 手 続に係る申 請書又はこれに添付すべき書類であって虚偽 の記 載の あるも  $\mathcal{O}$ 

を提出した者は、 三十万円以下の罰金に処する。

4

法

人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

前 項  $\hat{O}$ 違 反行為をしたときは、 行為者を罰するほ か、 その法・ 人又は人に対しても、 同 項  $\mathcal{O}$ 罰 金刑を科

使用人その

他

の従業者が、

その法人又は人の業務

に関

して

る。

**国** 立国会図 書館法 の一部改 更

第九条 国立国 会図 書 館 法 (昭 和二十三年法律第五号) *(*) 部を次のように改正する。

別 表 第 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫  $\mathcal{O}$ 項 0) 次 (C 次 のように 加 ええる。 これる。

外国 人技能実習機構

外 玉 人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法

律 (平成二十八年法律第八十九号)

す

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第十条 風 俗営業等の 規制 及び業務の適正化等に関する法律 (昭和二十三年法律第百二十二号) の 一 部を次

のように改正する。

第四条第一項第二号に次のように加える。

ワ 外国 人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 (平成二十八年法律第八十九

号)第百八条の罪

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方 税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一 項第七号中 「日本勤労者住宅協会」 を 「外国人技能実習機構、 日本勤労者住宅協会

に改める。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第十二条 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

第二条の二第 一項及び第二項中 「又は第二号イ」を 一、 第二号イ若しくは 口 又は第三号イ」 に改める。

第七条第一項第二号中「及び技能実習の項の下欄第二号」を削る。

第二十条第 項 中 「又は技能実習の在留資格 (同表の技能実習の項 の下欄第二号イ又は口に係るものに

第二十条の二の

限る。

を削

る。

第二十条の二の見出し中 「在留資格」 を 「高度専門 職の在留資格」 に改め、 同条第一項を次のように改

める。

高 度専門職 の在留資格 (別表第一 の二の表の高度専門 |職の項 の下 欄第二号に係るものに限る。 へ の

変更は、 前 条第 項  $\mathcal{O}$ 規定に かかわ らず、 高 度専 門 職  $\mathcal{O}$ 在留 · 資 格 (同 表  $\mathcal{O}$ 高 度専 菛 職  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 下 欄第 号

1 か らハまでに係るものに限る。)をもつて本邦に在留していた外国人でなければ受けることができな

\ <u>`</u>

第二十条の二第二 一項中 「前 項各号に掲げ る在留資 格」 を 「高度専門職の 在留 I 資 格 (別表第一 の二の表の

高 度専 菛 職  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 下 欄第二号に係る ŧ のに限る。 \_ \_ に改 8) る。

別 表第一の二の表技能実習の項下欄第一号イ及びロを次のように改める。

1 外国 人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 (平成二十八年法律第八十九

号。 以 下 「技能実習法」という。)第八条第一項の認定 (技能実習法第十一条第一項の規定による

変更の認定があつたときは、 その変更後のもの。 以下同じ。)を受けた技能実習法第八条第 項に

規定する技能実習計 画 (技能実習法第二条第二項 第一 号に規定する第一号企 業単独型技 能実習に係

るも のに限る。 に基づいて、 講習を受け、 及び技能、 技術又は知識 ( 以 下 「技能等」という。

に係る業務に従事する活動

口 技能 実習法第八条第 項の 認定を受けた同項に規定する技能実習計 画 (技能実習法第二条第四項

第 号に 規定する第一 号団 体監 理型技能実習に係るものに限る。 に基づい て、 講習を受け、 及び

技能等に係る業務に従事する活動

別 表第一の二の表技能実習の項下欄第二号イ及び ロを次のように改める。

イ 技 能 実習法第八条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定を受けた同 項に規定する技能実習計 画 (技能実習法第二条第二項

第二号に規定する第二号企業単 独型技能実習に係るものに限る。 に基づいて技能等を要する業務

に従事する活動

口

技能 実習法第八条第 項の認定を受けた同項に規定する技能実習計 画 (技能実習法第二条第四項

第二号に規定する第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。) に基づいて技能等を要する業務

に従事する活動

別表第一の二の表技能実習の項の下欄に次の一号を加える。

三 次のイ又はロのいずれかに該当する活動

1 技能 実習法第八条第 項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画 (技能実習法第二条第二項

第三号に規定する第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。 に基づいて技能等を要する業務

に従事する活動

口 技能 実習法第八条第一 項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画 (技能実習法第二条第四項

第三号に規定する第三号団 「体監理型技能実習に係るものに限る。 に基づいて技能等を要する業務

に従事する活動

(出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置)

この法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 の際現に旧入管法別表第一の二の 表の技能実習の在留資格をもって本邦に在留 す

る者並びに第三項第一 号及び第四 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧入管法

第三章第一 節又は第二節の規定による上陸 許可の証印又は許可 (在留資格の決定を伴うものに限る。 を

受けて在留する者の在留資格及び在留期間については、 なお従前 の例による。 ただし、 旧 入管法第二十条

の二第 項第二号に掲 げ る在 留資格  $\mathcal{O}$ 変 更及 び 在 留 期 間  $\mathcal{O}$ 更新 に つ 7 ては、 この 限 りで な

2 前 項ただし 書  $\overline{\mathcal{O}}$ 規定 にかかわらず、 この 法律 の施 行前にされた、 次に掲げる申 -請 つい て 0) 処分につい

ては、なお従前の例による。

旧 .入管. 法 別 表第 の 二 の 表 の技 能 実習の在留資 格 (同 表の技能 実習の 項 の下 欄第一号イ又は 口 に係る る

ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 をも 0 て 本 邦 に在 留 する者 (当該 在 留 \_ 資 格 に 伴う在 留 期 間 が 施 行 日 か 5 起 算 て三月

経過 する日までの 間に満了する者に限る。) からされた旧入管法第二十条第二項の 規定による旧 1入管法

第二十条の二第一項第二号に掲げる在留資格 への変更の申請であって、 この法律  $\mathcal{O}$ 施 行 の際、 旧 入管法

第二十条第三 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ る許可をするかどうか 0 処 分が され 7 1 な V Ł  $\mathcal{O}$ 

旧 入管法 别 表第 の <u>-</u> の 表  $\mathcal{O}$ 技 能 実習 0 在留資 格 をも 0 て本 邦 に 在留する者 **(当** 該在 留 資格 12 伴 う在

留 間 が 施 行 日から起算して三月を経過する日までの間に満了する者に限る。) からされた旧入管法 第

二十一条第二 項の 規定による在留 期間 0 更新 の申 · 請 であって、 この 法律 -の施 行 の際、 同条第三 項の規定

による許可をするかどうかの処分がされていないも

3

0) 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行前にされた、 次に掲げる申 · 請 に 0 7 て  $\mathcal{O}$ 処分につい ては、 なお従 前 の 例 による。

Ō

本 邦 に お 1 7 旧 入管法 別 表第 の <u>-</u> の 表  $\mathcal{O}$ 技 能 実習  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 下 ·欄 第 号イ 又 は 口 12 掲 げ る 活 動 以 下こ

 $\mathcal{O}$ 条 に お 1 7 旧 技 能 実習: 第 号活: 動 という。) を行おうとする外国 人 か らされた旧 入管法 第六 条第

項  $\mathcal{O}$ 上 陸 の申 請であって、 この 法律の: 施行 の際、 旧 入管法第三章第一 節又は第二節 の規定による上 陸

許可の証印をするかどうかの処分がされていないもの

本 邦 12 お 1 7 旧 技 能 実習第 号活: 動 を 行 おうとする外国 人 (施 行 日 か ら起 算し て三月を経 過 でする 日 ま

で に 本邦に上陸しようとする者に限る。) からされた旧入管法第七条の二第一 項  $\hat{O}$ 規定 による証 明 書  $\mathcal{O}$ 

交付 の申 請 であって、 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 0 際、 交付をするかどうか 0 処分がされて 1 な 7 ŧ  $\mathcal{O}$ 

施 行 日 前 に 本 邦 に お 1 7 旧 技 能 実 个習第 号活: 動 を 行おうとして旧 入管法第 七 条 の 二 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ

4

証 明 書  $\mathcal{O}$ 交付 を受け た者及び Ű 前 項第二号の 規定に より な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 によることとされる場合 12 お け Ź 同 条

第 項  $\mathcal{O}$ 対規定に よる証 明書 の交付を受けた者から施 行 日以後にされた前条の規定による改正 後  $\mathcal{O}$ 出 入国 管

理及び 難 民 認定法第六条第二項の上陸 の申 請に対する処分については、 施行 日 (前項第二号の 規定により

なお従前の例によることとされる場合における旧入管法第七条の二第一 項の規定により証明書の交付を受

けた者にあっては、 当該交付の日) から三月を経過する日までの間は、 なお従前  $\mathcal{O}$ 例による。

(行政事件訴訟法の一部改正)

第十四条 行政 事 件訴 訟法 (昭 和三十七年法律第百三十九号) の一部を次のように改正する。

別表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構

外

国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法

律(平成二十八年法律第八十九号)

(所得税法の一部改正)

第十五条 所得税 法 (昭 和四十年法律第三十三号)の一 部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構

国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関

外

一する法律(平成二十八年法律第八十九号)

(法人税法の一部改正)

第十六条 法人税法 (昭和四十年法律第三十四号) の一部を次のように改正する。

別表第二医療法人(医療法第四十二条の二第一項 (社会医療法人) に規定する社会医療法人に限る。)

の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関

する法律 (平成二十八年法律第八十九号)

(印紙税法の一部改正)

第十七 之 条 印紙 税 法 (昭和四十二年法律第二十三号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

別表第三国立 研究開発法人海洋研究開発機構法 (平成十五年法律第九十五号) 第十七条第三号 (業務の

範囲)の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

	業務の範囲)の業務に関する文書
	号及び第六号(同条第一号の業務に係る業務に限る。)(
	する法律(平成二十八年法律第八十九号)第八十七条第一
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関

# (登録免許税法の一部改正)

第十八条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第六十二号を削り、第六十三号を第六十二号とし、同号の次に次のように加える。

<u> </u>		
	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律   許可件数   一件につき一万	万
	(平成二十八年法律第八十九号)第二十三条第一項(監理団体の許 五千円 五千円	
	可)の監理団体の許可(更新の許可を除く。)又は同法第三十二条	
	第一項(変更の許可等)の規定による変更の許可(同法第二十三条	
	第一項第一号に掲げる一般監理事業への事業の区分の変更に係るも	
	のに限る。)	

別表第三中一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項を一の二の項とし、同

項の前に次のように加える。

_
外国人技能
外国人の技能実
事務所用建物
(専ら自己の事務所の用に
第三欄の登記に該

				実習機構
	法律	の保護に関する	及び技能実習生	習の適正な実施
		供する土地の権利の取得登記	権の取得登記又は当該建物の敷地の用に	供する建物をいう。以下同じ。) の所有
に限る。	の添付があるもの	省令で定める書類	ことを証する財務	当するものである

別表第三の二の項中 「(専ら自己の事務所の用に供する建物をいう。 以下同じ。 を削る。

# (住民基本台帳法の一部改正)

第十九条 別表第一の 住民基本台帳法 四十の項の次に次のように加える。 (昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

	技能実習機構	生労働省又は外国人	四十の二 法務省、厚
項の許可、同法第三十一条第二項の更新又は同法第三十二条第三項の届出	項の技能実習計画の認定、同法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一	二十八年法律第八十九号)による同法第八条第一項若しくは第十一条第一	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成

に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(消費税法の一部改正)

第二十条 消費税 法 (昭和六十三年法律第百八号) の 一 部を次のように改正する。

別表第三第一 号の 表沖縄 振 興 開 発 金 融 公庫 年の項  $\mathcal{O}$ 次に次のように加える。

外国人技能実習機構

人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に

関

外

玉

する法律 (平成二十八年法律第八十九号)

独 立 行 政法 人等の 保 有する情報の公開 に 関 関する法語 律  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第二十一条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次

のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構

外 玉 人の 技 能実習の 適 正 な実施及び技能実習生の保護に関する法

律(平成二十八年法律第八十九号)

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一 部改正)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十九号) の一部

を次のように改正する。

別表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構

外 玉 人の 技 能実習  $\mathcal{O}$ 適正な実施及び技能実習生の保護に関する法

(平成二十八年法律第八十九号)

律

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第二十三条 公文 書等  $\mathcal{O}$ 管 理 に 関する法律 (平成二十一 年法律第六十六号) *Ø*) 部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構

外

、国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法

律(平成二十八年法律第八十九号)

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十四条 厚生労働省設置法 (平成十一年法律第九十七号) の一部を次のように改正する。

第九条第一 項第四号中 職 業能力開発促 進法」 の 下 に 一、 外国 人の 技能実習の適正な実施 及び技能実習

生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)」を加える。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合

におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十六条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置 、罰則に関する経過措

置を含む。)は、政令で定める。

### 理由

外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、 技能実習を実

施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画に つい ての許可等の 制度を設け、 これらに関する事務 を

措置を講ずる必要がある。

これが、この法律案を提出する理由

である。

行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の